

令和6年度
事業計画

社会福祉法人京都悠仁福社会

令和6年度

社会福祉法人京都悠仁福祉会 事業計画

事業方針

武田病院グループの運営する社会福祉法人として、グループの経営理念である「常に思いやりの心を持ち、利用者さんに信頼される施設でありたい」と願い、「利用者さんとの間に思いやりと信頼のかけ橋を」、「地域社会との間に信義と信頼のかけ橋を」、「すべての職員の間心と心をつなぐ信頼のかけ橋を」つくりあげる努力を重ねていく。

利用者とその家族が心身ともに健やかに過ごしていただけるよう、職員一人ひとりが質の高いケアを提供し、常に改善意識をもってチームケアに取り組み、AIやICTを活用した新しいシステムを積極的に導入するなど、環境整備にも所属長・管理者が率先してリーダーシップを発揮する。

昨年度に認証取得した、きょうと福祉人材育成認証制度上位認証法人としての誇りと自覚を持ち、他法人の模範となるべく、福祉職場のイメージアップ、人材育成、働きがいと働きやすさが両立する職場づくりに邁進する。

【中期計画】（令和6年度から令和8年度）

- (1) 新卒をはじめとする若年層の積極的な採用。
- (2) 外国人介護士の育成と定着。
- (3) 正職員の離職率8%未満、有給休暇取得率70%以上の働きやすい職場づくり。
- (4) 利用者とは直接かかわる機会を増やすためのDX化を深化させる。

【長期計画】（令和3年度から令和8年度）

- (1) 女性の活躍推進や子育て支援を積極的に支援する法人を目指し、「くるみん」や「えるぼし」の認証取得。
- (2) 施設老朽化への対応および各地域の実情に応じた事業活動の展開。
- (3) 介護職における介護福祉士比率80%確保。

以上を踏まえ、以下に重点項目を策定する。

・健全（法令遵守）で安定した事業活動の展開

事業運営の適正化を図るため、法令遵守規程に基づき、基準等の不適合事項、介護報酬請求の誤り、法令違反等、各事業所における法令等の遵守状況について定期的な確認を実施し、職員一人ひとりが法人や各事業所の運営方針を深く理解し、事業運営の安定化に向けた取組を行う。また、昨年度から会計監査人の設置義務法人となったところであるが、引き続き監査を受けながら法人のガバナンス機能強化に努める。

介護報酬改定および診療報酬改定については、グループの強味を活かし、医療と介護の連携などをさらに強化し、よりよいケアの実現と経営の安定に向けて対応する。

・人財の確保・育成および定着（働きがいのある職場づくり）

各施設における人財の確保は、武田病院グループ全体の課題として受け止め、各種媒体を活用した新卒学生、中途採用の確保に努める。

人財確保に向けて、計画的に施設見学会やインターンシップの受入を行うとともに、当法人だけに留まることなく武田病院グループ全体の課題として受け止め、『ブリッジ思いやりの会』（介護の魅力を発信するチーム）に引き続き職員を派遣し、グループ各法人との連携を強化する。

福祉専門学校との連携を深め、実習生の受入を通じて長期的、安定的な人財の確保を図る。

人財育成では、若手が活躍し、働き続けることができる環境の整備と、魅力ある職場での多様な役割と働き方を創出する。入職時にプリセプターシップ制度による新人教育を行うことにより、自らの専門性を発揮できる人財を育てるとともに、職員のキャリアパスを引き続き成熟させ、職員の計画的、定量的な育成に努める。介護福祉士、介護支援専門員の資格取得については、武田病院グループ内で受験対策を行い、施設の事業計画に則り、各施設の基準に応じた有資格者の配置を継続して行う。

外国人留学生、技能実習生、特定技能については、引き続き受入、育成を進める。株式会社学研グループと共同で開講した介護福祉士実務者研修事業や、昨年4月から新たに開講した介護職員初任者研修についても、引き続き職員のスキルアップおよび地域の介護人財の掘り起こしや新卒学生確保のツールとしても活用する。

今年度介護報酬改定の基本的な視点の一つである「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きがいのある職場づくり」に引き続き取り組むとともに、「働きがいのある職場づくり」の実現のため、「京都府福祉職場組織活性化プログラム」を今年度も実施し、得られた回答を基に改善を進め、職員の満足度を高める。

キャリアコンサルタント有資格者によるキャリア相談窓口を設置し、職員のキャリアに関する相談に随時応じるとともに、施設と連携の上、新入職者に対し定期面談を実施することで離職対策、組織の活性化を行う。

煩雑になっていた人事・給与業務の効率化を図るため、職員が持つタレント（能力・資質・才能）やスキル、経験値などの情報を一元管理するタレントマネジメントシステムをグループ全体で導入する。これによりペーパーレス化を進めるとともに、属人的な業務から個々のスキルを活かした、業務の標準化・自動化へシフトすることができる最適な人財配置や人財開発を目指す。

超過勤務時間については、「一人当たり月5時間未満」を目標とする。働き方改革への対応として、有給休暇の取得促進については、本人や家族のバースデイ休暇や記念日休暇、半日有給休暇の取得を推奨するものとする。また、仕事を個人単位ではなくチーム単位で行い、チーム内での進行状況等について情報共有することで、休みやすい職場環境づくりにも配慮する。

・地域・医療・職員間での連携重視

グループ内病院の地域医療連携室と、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの介護支援専門員等および施設相談員との連携をさらに強化することで、武田病院グループならではの連携、利用者（患者）の安心感が提供できる体制を確立し、医療と介護の連携強化により地域の生活者たる利用者（患者）の利益につなげることを目指す。

具体的な活動として、グループ基幹病院（各圏域）ごとに医療と介護それぞれの担当者を配置し、各圏域において医療と介護の連携に向けた課題抽出および、その解決に向けた会議を定期的開催する。

また、今回の改定では、医療機関との実効性のある連携体制の構築が義務付けられたことにより、これまでよりグループの医療側スタッフ・介護側スタッフ合同の研修会を開催し、互いの機能理解を

深め、意見交換等を図ることで個々の役割を再確認し、顔の見える関係づくりをサポートしているところであるが、さらに定期的に双方の連携について評価・振り返りを行う機会を設ける。

地域の特性に応じ、施設内外での地域の事業者や地域住民との連携を深め、地域における地域包括ケアの推進に寄与する取組を進める。今回「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定・施行されたことから、その施策の推進に協力し、共生社会の実現に寄与するよう努める。

DX化の一環として、利用者・家族や医療機関、地域の関係機関等との連携は、モバイル機能を有効活用する。特にWEBカンファレンスやモニタリング等については積極的に運用し、業務の効率化と情報の効果的な共有を図る。

・ケアの質と利用者満足度の向上

法人の事業所が認証取得した、サービスの品質を保証する国際標準規格の品質マネジメントシステム（ISO9001:2015。以下「QMS」という。）の継続による質の維持・向上を図るとともに、職員一人ひとりが専門性を高め、連携を深めるチームケアを推進し、より一層の利用者サービスの向上に努める。

介護サービス第三者評価については、各施設3年に1度の受診を原則とし、毎年法人内のいずれかの施設で実施し、介護サービスの質向上、透明性の確保を図っているところであるが、今年度は城陽市立東部デイサービスセンターで受診する。

地域住民や関係機関等と連携して、認知症の人が地域で安心して過ごせるよう「高齢者の見守り・SOSネットワーク」の構築に努めるとともに、回想法やタクティールなどの認知症ケアに関する取組を外部に発信するなど、地域における認知症ケアの向上を図る。

・危機管理の徹底

利用者の立場、利益を守る観点から、介護のより一層高い安全と質を保障するものとなるよう、事故防止に向けてさらなる改善を行う。

食中毒、感染症または自然災害等の発生に対しては、関係機関とも連携の上、それぞれのマニュアルに沿って、迅速、適切に初動対応等を行う。特に地震をはじめとする自然災害は、いつ、どこで発生するか不確定であるが、一度発生すると甚大な被害も想定される。グループの連携とスケールメリットを活かし、社会福祉法人としての役割が果たせるような備えが必要である。突発的な経営環境変化など不測の事態が発生しても事業を継続させるため、また、万が一業務の縮小を余儀なくされる場合でも優先業務を継続させるための方針・体制・手順などを盛り込んだ事業継続計画（Business Continuity Planning、以下「BCP」という。）に基づき、危機管理の強化を図る。経過措置から義務に移行する今年度は、年初に起こった能登半島地震等での教訓を活かした、実効性のあるシミュレーションの実施による結果を踏まえ、同計画の見直しを適宜行う。

新型コロナをはじめとする感染対策については、昨年末よりインフルエンザとともに流行が拡大し、年始にはクラスターが発生した施設もあり、京都府施設内感染専門サポートチームの指導を受けた。感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が集団で生活する場という施設の特徴を踏まえ、高齢者が罹患しやすい感染症に関する正しい理解や予防、発生時における適切な対策に関する知識の習得等に取り組むとともに、職員自身の健康管理に努めるなど、日常業務における感染対策の実践に取り組む。また、検査キットや防御用品の備蓄についても適正数確保に努める。

高齢者に対する虐待は、家庭や施設等で身近な問題として存在している。このため、誰もが直面し得る人権問題として捉えるとともに、特に介護・看護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のより良いケアの実現を目指すことが求められることから、高齢者虐待の防止に向け、会議の

開催や研修への積極的な参加など、具体的な取組を徹底するとともに、各事業の運営規程にも定めることとする。

ハラスメントの防止については、職員の就業環境が害されることを防止するための対策として、引き続き職員に対する研修、ハラスメントに関する規程および相談窓口等の充実を図る。

道路交通法改正に伴うアルコール検査の実施や自転車のヘルメットの着用はスムーズに定着することができた。送迎対象者の乗り合い等の緩和が報酬改定により可能となったが、課題である送迎や訪問における交通事故防止に向け、全施設車両に設置したドライブレコーダーを活用し、業務中の事故ゼロを目指し、映像を使用した危険予測訓練や個別の運転指導を実施する。

事業種別数値目標

ヴィラ稲荷山

	特 養	短 期	通所介護	居宅介護支援	訪問介護
年間平均稼働率	97.5%		90.0%	44.0件/人	常勤換算値×4.5人
1日平均入所(利用)者数	117.0人		31.5人		

京都認知症総合センター

	特 養	短 期	通所介護	居宅介護支援	ケアハウス	通所介護(認知症型)	認知症対応型共同生活介護
年間平均稼働率	97.5%		90.0%	44.0件/人	98.5%	90.0%	98.5%
1日平均入所(利用)者数	97.5人		36.0人		29.5人	10.8人	17.7人
	クリニック				訪問看護	訪問介護	
	初診	再診	計	1日平均利用者数	常勤換算値×3.5人	常勤換算値×4.5人	
年間総数	735人	6,027人	6,762人				
1日平均	2.5人	20.5人	23.0人				

ヴィラ山科

	特 養	短 期	通所介護	通所介護(認知症型)	訪問介護	居宅介護支援
年間平均稼働率	97.5%		90.0%	90.0%	常勤換算値×4.5人	44.0件/人
1日平均入所(利用)者数	87.8人		31.5人	10.8人		

加茂町高齢者福祉センター

	特 養	短 期	通所介護	訪問介護	訪問看護	居宅介護支援	ケアハウス
年間平均稼働率	97.5%		90.0%	常勤換算値×4.5人	常勤換算値×3.5人	44.0件/人	100%
1日平均入所(利用)者数	68.3人		36.0人				

ヴィラ城陽

	軽 費	訪問介護
年間平均稼働率	100%	常勤換算値 × 4.5人
1日平均入所（利用）者数		

鳳凰檜島

	認知症対応型 共同生活介護	看護小規模多機能型居宅介護
年間平均稼働率	98.5%	登録数 27人/月
1日平均入所（利用）者数	17.7人	

城陽市立東部デイサービスセンター

	通所介護	通所介護 (認知症型)
年間平均稼働率	90.0%	90.0%
1日平均利用者数	28.8人	10.8人

令和6年度
事業計画

社会福祉法人京都悠仁福社会
特別養護老人ホームヴィラ稻荷山

令和6年度

特別養護老人ホームヴィラ稲荷山 事業計画

1. 基本理念

武田病院グループの経営理念である「思いやりの心」をもって、常にサービスを受ける側の立場に立った“手のぬくもりのある介護”を提供するとともに、「利用者に信頼されるヴィラ稲荷山」、「地域社会に信頼されるヴィラ稲荷山」、「職員相互が信頼し合うヴィラ稲荷山」の実現に向け、行動できる人財の確保および育成と定着率の向上を目指す。

また、「その人らしい暮らし」の充実のため、各専門職の質をさらに高める研修機会の確保と実践に即した人財育成を計画的に行い、働きやすい職場づくりの推進のため、A I や I C T 機器のさらなる活用、超過勤務時間5時間未満への削減や有給休暇取得率70%以上を達成させるなど先進的な取り組みを継続的に進める。また、感染症予防対策の徹底、介護事故や交通事故などの重度事故防止に向けた対応力の強化により、各専門職が専門性を最大限に発揮し、多職種協働のチームで迅速かつ適切な切れ目のないケアを行うことで質の高いサービス提供を継続していく。

“地域社会に信頼されるヴィラ稲荷山”として、今年度も引き続き地域住民への集いの場の提供や地域のイベントへの参加等、“顔の見える関係づくり”を重視し、高齢者の買い物支援などの地域のニーズの把握と地域関係者などとの柔軟な連携、実践を進めていく。

- (1) 法令遵守を徹底し、安定した事業活動を展開する。
- (2) 人財の確保と育成・定着を目的とした“働きがいのある職場づくり”を目指す。
- (3) “地域に根ざした施設づくり”を目指し、地域社会における高齢者福祉サービスの大規模多機能な拠点として地域福祉の向上に役立ち、地域住民の期待に応えられる施設運営を推進する。
- (4) 利用者の個別性を重視し、その方に合った質の高いサービスを提供する。
- (5) 危機管理意識をもち、集団感染・介護事故・交通事故を未然に防止するとともに、安心・安全な施設運営に努める。

【中期計画】(令和6年度から令和8年度)

- (1) 有事の際に備えたBCPシミュレーション訓練およびブラッシュアップに向けて取り組む。
- (2) 施設の特徴を活かした介護人財の確保(介護福祉士率80%以上)および部署間の連携による育成と定着率の向上。
- (3) 眠りSCANの活用による事故発生率の低減と、ハナスト(通信機器)の活用による業務負担の軽減。
- (4) 施設設備・備品の計画的な更新。
- (5) 福祉施設でできる新たなSDGsに取り組む。

【長期計画】(令和3年度から令和8年度)

- (1) 感染症や災害への対応力・連携力強化の推進。
- (2) 次世代を担う介護人財の確保および中堅職員の育成と定着。
- (3) A I や I C T テクノロジーの活用を通じた業務効率化、業務負担軽減の推進。
- (4) 買い物支援など地域のニーズに応じた事業の継続(買い物支援バスこんこん)。
- (5) 老朽化する施設の保全整備と省エネルギーの推進。

2. 事業種別利用者数値目標

	特 養	短 期	通所介護	居宅介護支援	訪問介護
年間平均稼働率	97.5%		90.0%	44.0件	常勤換算値
1日平均入所(利用者)数	117.0人		31.5人	/1人	×4.5人

3. 事業種別事業計画

【特別養護老人ホーム】

□ 基本方針

その人らしい暮らしの実現に向け、“わたしらしく～ともに歩いていく～”のテーマのもと、多職種協働でのチームケアを強化し、いかに入居者や家族の思いを尊重し、かつ安全面に配慮した生活支援を実践するのかを専門職間で検討することで、個別ケアの実践と質の高いサービス提供を目指す。

□ 重点項目

(1) 健全で安定した事業活動の展開。

新たにICT推進委員会を設置し、介護ロボットやICT等の機器活用（ハナスト記録による入居者との寄り添う時間の創出、眠りSCAN〈睡眠や健康状態の把握・分析・生活改善〉による転倒・転落の重度事故予防と成功事例の他施設展開、摂食嚥下機能評価による口腔機能改善と肺炎防止、移動・移乗支援型機器スカイリフトによる安心で快適な介護の提供）により生産性の向上につなげる。

(2) ケアの質と利用者満足度の向上。

安全・安心な生活環境の提供と、外出や行事企画等の推進による楽しみの充実。

(3) 人財の育成と定着。

働きやすい職場環境の推進（有休取得率70%以上、離職率8%未満、新人および中堅職員の定着と後進育成）、上位認証制度取得によるイメージアップと、魅力発信による職場環境改善から見える化の推進（京都府福祉職場組織活性化プログラムのキャリアパスと人財育成のポイント向上）。

(4) 危機管理の徹底。

感染拡大防止による標準予防策の徹底と推進。リスクマネジメント能力の向上、原因不明な骨折の防止。

(5) 連携重視（地域・医療・職員）。

地域住民との交流機会の促進（各種イベント活動の再開と積極的参加）。

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

□ 基本方針

介護が必要になっても、住み慣れた地域で365日安心して暮らせる「京都式地域包括ケアシステム」の一環として、在宅での生活が継続できるための介護者の負担軽減といった短期入所生活介護の役割、目的を認識し、利用者および家族の多様なニーズに応えられる質の高いサービス提供を目指す。

□ 重点項目

(1) ケアの質と利用者満足度の向上。

利用者・家族のニーズに沿った個別ケアの実践および外出や行事企画等の推進による、利用者の活気ある生活と楽しみの充実。

(2) 人財の育成と定着。

働きやすい職場環境の推進（有休取得率70%以上、離職率8%未満、新人および中堅職員の定着）およびICT機器（眠りSCANやハナスト記録）の活用による業務の効率化。

(3) 危機管理の徹底。

感染拡大防止による標準予防策の徹底および重度事故を未然に防ぐための、“ほっ”と報告書やインシデントの再発防止対策の周知徹底。

(4) 連携重視（地域・医療・職員）。

柔軟な受入体制の強化および居宅介護支援事業所との連携を強化。

【通所介護・通所介護相当サービス】

□ 基本方針

利用者が在宅生活を継続できるよう、利用者個々のニーズやADL（日常生活動作）およびIADL（手段的日常生活動作）の向上を目指す。そのために、日々の生活を利用者、家族、ケアマネジャーや関係サービス機関と連携を図り、利用者の情報を適宜共有できるように努める。また、利用者の暮らしに寄り添った個別機能訓練を提案し実践する。

□ 重点項目

(1) 健全（法令遵守）で安定した事業活動の展開。

年間平均稼働率90.0%を目指し、毎月の居宅介護支援事業所への営業活動の実施およびSNSを活用した効果的で魅力が伝わる情報の発信。

(2) 人財の育成と定着（働きがいのある職場づくり）および連携重視。

中堅職員の定着（超過勤務5時間以内、所属長・各職員が、正規の勤務時間内にデスク業務が行えるよう勤務を調整）

業務改善の実施と評価、それに伴うカンファレンスの実施およびデイサービス会議内での認知症・感染症などの勉強会を開催。

(3) 危機管理の徹底（予防および発災後の事業継続）。

交通事故0件に向け、適正な運行管理と年2回の運転講習の実施。

(4) ケアの質と利用者満足度の向上。

利用者個々の目標をより具体的なものとし、ADL維持加算（Ⅱ）の算定の継続を目指す。また、利用者の生活環境を把握するため、利用者宅の危険箇所等の写真撮影を行い、ケアカルテ内で情報を共有し、日々の介護に活かす。

【居宅介護支援】

□ 基本方針

自立支援、介護予防の視点を持ち、利用者個々の目標を明確にした質の高いケアプラン作成を継続して目指す。伏見区深草支所管内においては、イベント参加や認知症サポーターを増やす、対象者には個別避難計画の策定、買い物支援などの地域貢献ができるよう、施設と共に取り組んでいく。また、事業の実施地域のメリットを活かし、伏見区深草支所管内のみならず、東山区・南区・下京区における医療機関、介護サービス事業者、地域包括支援センターと顔の見える関係を構築するため、事業所連絡会、地域ケア会議、事例検討会等に参加する。

□ 重点項目

(1) 人財の育成と定着。

有休休暇取得（取得率70%以上）を奨励し、リフレッシュできる職場環境づくりに努めるとともに、一人当たり年間3回以上の外部研修に参加し、知識の向上を図る。

(2) ケアの質と利用者満足度の向上。

参加した研修内容を他職員に伝達し、ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、日々のモニタリングや顧客満足度調査を実施することにより利用者満足度向上に努める。

(3) 連携重視（地域・医療・職員）。

行政、地域包括支援センター、施設との連携による買い物支援バスを活用する。

(4) 健全で安定した事業活動の展開。

目標給付管理件数達成のため、近隣の地域包括支援センターへの受け入れ可能状況を伝え、連携を図る。

(5) 危機管理の徹底。

居宅訪問による交通事故・違反を防止するための資料、“ほっ”と報告書を作成するとともに、災害に備えた事業運営ができるようBCP訓練、研修の参加、対象者の個別避難計画を作成する。

【訪問介護・訪問介護相当サービス】

□ 基本方針

利用者の意見、意思を尊重し、尊厳と思いやりの心をもって、利用者の立場に立った訪問介護サービスを行う。また、サービスの提供に当たっては、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができるよう、関係機関と手を携えながらしっかりと取り組むことで、利用者の心の支えとなり、日常生活を維持および改善できるよう要介護・要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に努める。

災害、感染症発生時にもBCPに沿って事業運営を継続し、利用者の普段どおりの暮らしの維持に努める。

□ 重点項目

(1) 健全（法令遵守）で安定した事業活動の展開。

在宅生活が継続できるよう重度要介護者の受入を積極的に行い、カンファレンスを実施し、個々のサービスの質および満足度の向上を図る（特定事業所加算Ⅰ算定）。

1日平均訪問件数（一人当たり）4.5件以上を確保するため、関係機関との連携強化を図り、新規利用者および臨時や振替利用の獲得など柔軟な対応に努める。

地域のニーズに合わせ、土曜日の営業を開始し、新たな利用者の獲得を目指す。

(2) 危機管理の徹底。

“ほっ”と報告書を活用し、事故予防および業務改善、利用者の生活環境改善に努める。

感染症等の発生に対しては、利用者および職員の命と健康を守ることを最優先に、感染予防対策を徹底し、自らの体調管理にも努めるなど危機管理意識の向上を図るとともに、BCPに基づき、施設内および関係機関とも連携の上、迅速、適切に初動対応等を行い、利用者の普段どおりの暮らしの維持に努める。

(3) ケアの質と利用者満足度の向上。

併設の特別養護老人ホームとの連携によるケアの質の向上に努めるとともに、利用者満足度アンケートから課題を分析し、改善を行い、満足度向上につなげる。

(4) 人財の確保・育成および定着（働きがいのある職場づくり）。

キャリアパス（ステップアップシート）を活用し、介護技術・知識の向上を図るとともに、部署内研修の実施や外部研修の積極的な参加により、統一したサービスの提供と情報共有に努める。また、働き方改革を踏まえ、有給休暇取得の促進および超過勤務時間の削減に努め、心身のリフレッシュやモチベーションの維持向上ができる働きやすい職場環境づくりを行う他、施設内の経験豊富な介護職員の中から新たな訪問介護員を発掘し、人財確保に努める。

4. 行事計画

□ 年間行事計画

月	行 事			月	行 事		
	全体	入所	通所介護		全体	入所	通所介護
4月		お花見ドライブ	お花見外出	10月	稲荷山まつり	各ユニット行事 入居者健診	デイ運動会
5月	家族交流会 置くだけデパート	各ユニット行事	菖蒲湯	11月	置くだけデパート 嗜好調査 満足度調査 文化祭	各ユニット行事 インフルエンザ予防接種 紅葉ドライブ	紅葉行事
6月	感染予防対策 等の模擬訓練 嗜好調査	各ユニット行事 梅しごと	運動行事	12月	総合避難訓練 餅つき クリスマス会	各ユニット行事	クリスマスレク 柚子湯
7月	総合避難訓練 家族交流会	各ユニット行事 ドッグセラピー	七夕行事	1月		初詣ドライブ	書初め行事
8月		各ユニット行事	夏祭り行事	2月	お茶会	節分	節分行事
9月	敬老祝賀式	各ユニット行事	敬老行事	3月		雛祭り	雛祭り行事

□ 月間行事計画

・機関紙「稲荷山通信」の発行（毎月15日前後）
・ハッピーカフェの開催（毎月第4月曜日午後）
・こんこんカフェいなりの開催（毎月第4土曜日午後）※実施担当者とは相談の上、開催を検討
・買い物支援バスこんこんの運行（毎週水曜日）

5. 職員関連

□ 諸会議

会議の名称	頻 度	内 容
職員会議	随時	要事項および情報伝達 ・職員の労務に関する協議など
管理者会議	2回/月 ※必要時、 臨時開催	施設内の情報収集、状況把握および問題、課題への早期解決に向けた改善策の検討実施
拡大運営会議	1回/月	施設全体の方針の決定、意識統一 重要案件の検討および決定 各会議、委員会の決定事項の承認等 働き方改革関連法への対応、働きやすい、働きがいのある職場づくりの推進 職員の離職防止に関する協議 モチベーションを高めるために必要な取組みの検討
ショートステイ会議	1回/月	サービスの連携に関する協議 サービス計画に関する情報共有
デイサービス会議	1回/月	デイサービス内の情報交換、勉強会、伝達研修
ヘルパー会議	1回/月	ヘルパーステーション内の情報伝達、報告、勉強会 ヘルパーへの技術指導

施設ケア会議	1回/月	施設ケアマネジメント一連の流れを多職種協働で円滑に進める調整 ユニットケア推進に係る協議 摂食嚥下機能評価と誤嚥予防の取組に係る協議、ラウンド
特養運営会議	1回/月	特養全体の課題の検討、調整
居宅運営会議	1回/週	居宅介護支援事業所運営に関する協議
サービス担当者会議	1回/週	施設サービス計画書に関する協議
給食会議	1回/月	給食業務全般および嗜好調査、献立に関する協議
医務室会議	1回/月	医務室目標の進捗状況確認と課題検討
ユニットリーダー会議	1回/月	ユニットの運営に関する協議 ケアの質や教育に関する協議
ユニット会議	1回/月	ユニットの個別ケアに関する協議
介護役職者会議	1回/月	特養各フロア課題の改善に向けた協議

□ 諸委員会

委員会の名称	頻度	内 容
入所検討委員会	1回/月	長期入所新規申請者の総合評価の決定に関する協議 次期入所候補者の選定および待機者管理に関する協議 第三者委員への報告・連絡・相談
サービス向上業務改善委員会	1回/月	業務改善の推進に関する協議 改善提案実施書の運用確認および有効性の検証 職場改善の審議
感染対策委員会	1回/2ヶ月 ※必要時、 臨時開催	感染症発生・予防に関する対策と協議、感染予防対策模擬訓練 感染に関する情報収集、情報提供
褥瘡対策委員会	1回/2ヶ月 ※必要時、 臨時開催	褥瘡予防に関する協議 褥瘡に関する情報収集、情報提供 褥瘡の発生予防および治療の啓蒙、教育の推進
介護職員の医療的ケア 検討委員会	1回/3ヶ月 ※必要時、 臨時開催	介護職員の医療的ケアに関する協議 介護職員の医療的ケアに関する情報収集、情報提供
職員研修委員会	1回/3ヶ月	施設が必要とする人材の育成に関する協議、研修企画検討
非常災害対策委員会	1回/2ヶ月	施設の防火、防災に関する協議 施設の防災訓練の実施に関する協議
安全対策委員会	1回/2ヶ月 ※必要時、 臨時開催	安全対策にかかわる検討および推進に関する協議 ”ほっ”と報告、インシデント、アクシデント、の集計、傾向分析 および予防、改善策の検討と推進
虐待防止・身体的拘束等の 適正化委員会	1回/2ヶ月 ※必要時、 臨時開催	身体的拘束等の適正化のための対策検討 身体的拘束等状況の把握および改善についての検討 身体的拘束等の未然防止に関する協議 虐待防止、権利擁護に関する協議 職員教育（不適切ケアの防止）および普及活動の推進 指針の整備に関する協議
安全衛生委員会	1回/月	心の健康づくり計画の策定 職員の労働衛生および健康管理に関する協議 メンタルヘルスに関する研修の企画・実施
稲荷山連携委員会	1回/2ヶ月 ※臨時開催	稲荷山武田病院とヴィラ稲荷山の医療・介護連携に関する協議
I C T推進委員会	1回/月	働きやすい職場環境づくりの推進に関する協議 利用者、入居者の安全と介護サービスの質の確保に関する協議 職員の業務負担軽減と業務効率促進のための協議 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図るため、 介護ロボットやI C T等の活用促進と課題抽出からの分析および改 善活動に向けた協議

□ 職員教育および研修

「わたしらしく～とともに歩んでいく～」の理念のもと、相手の立場に立って物事を考え“手の温もりある介護”を実践することのできる人財の育成を推進する。本年度は、特に下記内容を重点的に取り組むこととする。

(1) 中堅職員層の育成を重点課題とした研修機会の促進

個々が学びたい教育内容の確認と内部、外部研修への積極的参加する。

※認知症ケア、意思決定支援、接遇など、高い専門性を発揮するための研修を実施する。

グループワークや演習等による他職員とのディスカッションおよび実践的訓練研修の実施

※理念や目標の共有、チームの志を育成する研修を企画する。

動画研修（eラーニング、YouTube等オンライン）を活用する。

※多くの職員が学びを深めることのできる研修環境の整備に取り組む。

(2) 新規採用職員の教育

引き続きプリセプターシップを実施し、職員が早期に職場環境に適応し、専門職としての知識、技術、態度を身につけられるようにする。

(3) 日常ケア時の標準予防策を徹底する。

手指消毒のタイミング、マスク・手袋・ゴーグル・エプロンの着用、換気・環境清掃を行う。

新型コロナ対応から得られた経験も含めた感染拡大防止策の実施する。

※「階層別研修」「専門別研修（多職種合同研修、専門職別研修）」に下記のとおり実施する。

(1) 階層別研修プログラム

研修名	内 容
新人職員研修	ヴィラ稲荷山で働く職員としての自覚を養い、社会人として望まれる人財の育成（採用時研修1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・12ヶ月）
中堅職員研修	新卒で採用されて3年以上・中途採用（他施設経験者）で採用されて1年以上の者（派遣、ユニットリーダー、役職者を除く。）を対象
役職者研修	役職者A：副主任・主任・係長を対象 「専門職としての志・人を育てる力を養う」等の研修を企画 役職者B：課長代理・課長・士長・次長・施設長を対象 「管理職に求められる役割」等の研修を企画

(2) 全体を対象とした研修

項目	対象	目的
感染症予防・食中毒防止に関すること（年2回）	全職種	施設内感染の予防および感染症発生時における対策などの習得、感染予防対策模擬訓練 ※BCPに基づくシミュレーション訓練の実施
身体的拘束等の防止に関すること（年2回）	全職種	身体的拘束等の適正化の概要とその重要性を理解する 権利擁護の意義や重要性を理解する
個人情報保護・プライバシー保護に関すること	全職種	個人情報保護法の適切な理解およびプライバシーについて意識付けを図る
褥瘡予防に関すること	全職種	褥瘡発生予防と日常のケアにおける対応力の向上
虐待防止に関すること（年2回）	全職種	高齢者虐待防止法の概要とその重要性を理解 権利擁護の意義や重要性を理解する
プロセスアプローチおよびリスクマネジメントに関すること（年2回）	全職種	組織におけるQMS運用および事故防止に向けた効果的な取組を理解する
看取りに関すること	入所、短期	看取りケアと看取り期の心身の変化について理解し入居者が最期まで自分らしく生活できるよう、多職種協働で切れ目のないケアについて考える機会とする
介護技術向上に関すること	入所、短期、通所	介護技術の基礎と応用、判断力を養い日常のケアにおける対応力の向上

緊急時の対応に関すること	全職種	緊急時の対応に関する技術の習得 AEDの使用方法の理解
安全運転に関すること	運転業務に従事する職員	業務における交通事故の防止と安全運転に対する意識付けを図る
認知症ケアに関すること	全職種	認知症高齢者への理解と知識を習得し、ケアサポート力を高める
防災訓練（年2回）	全職種	防災についての適切な知識、技術の習得 ※BCPに基づくシミュレーション訓練の実施
接遇	全職種	接遇について理解を深め、現場での実践につなげるよう促す
メンタルヘルス	全職種	職員自身のメンタルヘルスケアについての理解を促す 介護現場におけるハラスメントの定義と対応の理解を促す

専門職別研修

「専門職別研修」として各専門職に必要な専門知識の獲得および技術の習得のため、積極的に内部・外部研修を受講する。研修についてはYouTube動画等の活用を継続し研修機会の促進に取り組む。

また、介護職員に係る専門別外部研修として、ユニットリーダー研修、認知症介護実践者研修、実習指導者研修の受講を計画的に進めていくこととする。

なお、介護職員に係る資格取得支援として、喀痰吸引等50時間研修(第1号・2号研修)、初任者研修および実務者研修の受講を計画的に進めていくこととする。

□ 職員の健康管理

採用時職員健診（随時）、職員健診（夜勤者のみ7月、全職員2月）、特殊健康診断（腰痛検診8月、2月）を実施し、さらにワクチン接種による感染症予防対策など、平時から職員の健康確保に努める。

また、超過勤務の是正や有給休暇の取得促進に取り組むとともに、ストレスチェックや組織活性化プログラムの結果などを踏まえ、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を推進する。安全衛生委員会を中心にメンタルヘルスに関する研修を実施し、心の健康に対しても取り組む。

6. 固定資産取得関連

□ 建物、設備

計画的に居室のエアコン入替を行う。また、ボイラーなどの電気設備系統の部品の入替や空調機器の点検整備、特殊浴槽の点検など、安心安全を提供できる施設づくりのため、老朽化している設備の整備を実施する。

□ 車両運搬具、器具および備品

各車両に新たなドライブレコーダーを導入し、カメラシステムを活用した安全対策を推進する。また、介護ベッドの手すりやエアマットなどの福祉用具の適正配置を計画的に進める他、開設以前から使用している厨房機器の更新を検討する。

令和6年度
事業計画

社会福祉法人京都悠仁福社会
京都認知症総合センター

令和6年度

京都認知症総合センター事業計画

1. 基本理念

京都認知症総合センターは、認知症初期段階の方から常時介護が必要となった方まで継続したサービスを提供する。認知症になっても住み慣れた地域で生活ができるよう、認知症の人やその家族に対し、それぞれの状況に応じた適切な事業を実施し、地域に開かれた施設として武田病院グループの経営理念の下、次の取組を行う。

- (1) 尊敬と思いやりの心をもってサービスを提供し、利用者が安心して心豊かに生活できる環境をつくり、利用者および家族から信頼される施設運営を行う。
- (2) 京都認知症総合センターの「医療支援」「初期支援」「在宅支援」「施設・居宅系サービス」の4機能の充実を図るとともに、これらを有機的に連携させ、認知症の初期から常時介護が必要な時期までの支援が切れ目なく受けられる施設として、その充実を図る。
- (3) 地域密着型サービスにおいて、慣れ親しんだ地域で継続した生活ができるようサポートする。
- (4) 各支援団体や民生委員、地域の方々との交流を促進し、地域と連携した取組を目指す。
- (5) 交通事故、介護事故の未然防止や感染対策の徹底など、組織的な危機管理能力の強化を図り、安心・安全で適切な施設運営に努める。
- (6) 地域や職域で認知症への理解を深めるための普及・啓発を推進するとともに、認知症の人にやさしい地域づくりを積極的に展開する。
- (7) 良質な介護サービスを継続して提供するため、処遇改善をはじめ、働きやすく働きがいのある職場づくりに努める。

【中期計画】（令和6年度から令和8年度）

- (1) 地域との連携を意識し、地域のニーズに即した取組を展開するとともに、認知症に関する情報を外部へ発信することにより、地域での認知症ケアの向上に貢献する。
- (2) 働きやすい職場環境を整え、人財の育成と定着を目指す。
- (3) 高校、専門学校、大学等と連携を図り、実習受入やインターンシップ等の活用およびホームページでの情報発信などにより、施設の魅力を伝え、人財確保につながる取組を強化する。
- (4) DX化の深化により、利用者と直接関わる時間を増やし、介護サービスの向上を推進する。

【長期計画】（令和3年度から令和8年度）

- (1) 中宇治地域の拠点として、地域に密着した福祉の総合支援ができる施設となる。
- (2) 認知症の人の視点に立ったサポート体制の構築を地域とともに実現する施設となる。
- (3) 利用者、家族、職員に選ばれる施設となる。
- (4) 新規学卒者から選ばれる施設となる。

2. 事業種別利用者数値目標

	特 養	短 期	通所介護	居宅介護支援	ケアハウス	通所介護 (認知症型)	認知症対応型 共同生活介護
年間平均 稼働率	97.5%		90.0%	44.0件 /1人	98.5%	90.0%	98.5%
1日平均入所 (利用)者数	97.5人		36.0人		29.5人	10.8人	17.7人
	クリニック				訪問看護	訪問介護	
	初診	再診	計	1日平均 利用者数	職員常勤換算 ×3.5人	職員常勤換算 ×4.5人	
年間総数	735人	6,027人	6,762人				
1日平均	2.5人	20.5人	23.0人				

3. 事業種別事業計画

【特別養護老人ホーム】

□ 基本方針

常に思いやりの心をもって入居者に接し、入居者にとって居心地の良い居場所づくりと、例え重度の認知症になっても安心して過ごしていただける施設づくりを目指す。

□ 重点項目

- (1) 個々の援助一つひとつの質を上げるために、各自が援助の目的(根拠)や専門性を意識し、技術や情報を共有する。個々の力量だけでなく、チームとしての専門性を高めることを目指し、それぞれの専門的見地から入居者に対してアプローチ(新興感染症等のクラスターが生じた場合にも、できる限りケアの質と入居者の安心安全な生活を維持できるよう、ICT、IOT【ハナストのインカム、Zoom等のオンライン・コミュニケーション・ツール、眠りSCAN等の情報収集・分析機器】を日常業務において積極的に活用する)する。入居者家族に対しては、入居者とのつながりが途切れないよう、地域や社会状況に適する方法を選択し、直接面会の機会、オンライン・コミュニケーションの機会を確保する。
- (2) 入居者が最期までその人らしくあるために、本人の意志を尊重して自己決定(日常生活の中での小さな自己決定、特別な日の自己決定等)をサポートしていく。また、入居者本人の自己決定を支援できるよう本人と家族に寄り添い、入居者本人と家族の意向にできるだけ沿えるよう、多職種で連携を図る。終末期の看取りケアについても、看取りパンフレットを活用しながら人生の最終段階を施設でどのように過ごし、どう締めくくるかについて、本人の人生を振り返りながら家族、職員(多職種)と一緒に考えていく。お見送り後に、必要時家族を交えた偲ぶ会(グリーンケア)の実施も検討する。緊急時の医療についても適宜整備していくことで、特養で提供可能な範囲での医療的課題を有する方への対応力を上げつつ、急変時の対応、看取りのタイミングを含め医療との連携につなげる。
- (3) 認知症について理解し、対応力を向上させていくため、認知症実践者研修、認知症介護実践リーダー研修等、無資格者には認知症介護基礎研修を受講(1年以内)できるよう体制を整える。介護の専門職として、認知症ケア、意思決定支援、感染症予防の正しい知識を身に付け、様々なケースの認知症の症状に対して根拠に基づき対応できる力、認知症高齢者の意

思決定支援を考えた関わりができる力を身に付ける。施設内での動画研修や資料での自己学習に加え、積極的に外部研修（オンラインを含む。）への参加の機会を確保することで職員のスキルアップに努める。また、特養で実践している認知症ケア、看取りケアについて他部署へも取組を知ってもらうことを目的として、今年度職員研修内で実践報告を行い、特養全体としてのスキルアップにつなげる。

- (4) 新規入居者、身体機能の低下（変化）が著しい入居者に関しては、特に転倒・転落等の事故が発生しやすい状況があるため、日々の気づきの共有、“ほっ”と報告の活用（傾向と分析）、カンファレンスの強化（情報収集・予測されるリスク・課題分析・対応等）を多職種協働で継続的に取り組み、組織全体で共有することにより事故予防に努める。また、食事に関しては、入居者が安全に食事ができるよう、日々の気づきを共有し、多職種がカンファレンスにおいて食事形態の検討を行い” 一歩手前に対応する” を共通認識に食事時の誤嚥や窒息事故の予防に努める。食事の楽しみや残存機能の維持、運動（姿勢）、口腔、栄養面と包括的に捉える視点を持ち、安全面および入居者のニーズに沿った支援を行う。
- (5) 介護ロボットやICT等の活用について、職員全員が有効活用できているか、また、生産性向上につながっているかを定期的に評価（定性的評価および定量的評価）し、入居者とのコミュニケーションの時間の確保、ケアの質の向上、職員の負担軽減等に取り組む。

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

□ 基本方針

おもてなしの精神を大事にして、利用者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援し、一人ひとりが満足していただけるショートステイを目指す。

□ 重点項目

(1) 個々の援助一つひとつの質の向上のため、各自が援助の目的（根拠）や専門性を意識し、良い技術を共有する。個々の力量だけでなく、チームとしての専門性を高めることを目指す。家族の意向や利用者の自己決定の機会を大切に、個々に応じた関わりを実施することで安心できる生活の場を提供する。

また、サービス担当者会議への参加の機会を作ることや、家族交流会（年1回以上）の開催を行うことで、利用者、家族と対面する時間を持ち、思いを聞き出すことで信頼関係の構築に努める。

(2) 利用者がその人らしくあるために、本人の意志を尊重して自己決定（生活の中での小さな自己決定等）をサポートしていく。その中で利用者のニーズに応じた企画の実施や利用者が主体的に取り組めるレクリエーション等の活動の場を提供し余暇活動の充実を図る。

(3) 認知症について理解し、認知症の対応力を向上させるため、認知症実践者研修、認知症介護リーダー研修等、無資格者には認知症介護基礎研修を受講（1年以内）できるよう体制を整える。介護の専門職として、認知症ケア、意思決定支援、感染症予防の正しい知識を身に付け、様々なケースの認知症の症状に対して根拠に基づき対応できる力、認知症高齢者の意思決定支援を考えた関わりができる力を身に付ける。施設内での動画研修や資料での自己学習に加え、積極的に外部研修（オンラインを含む。）への参加の機会を確保することで職員のスキルアップに努める。

(4) 利用者が直面している問題等に対し、他職種を交えてカンファレンス等を実施することで個々に抱えている問題解決に努める。また、利用者、家族との関わりを密にし、情報共有に努めることで気軽に相談できる関係性を築いていく。

関わりの中で、利用者の残存機能の維持や向上に努め、在宅生活の継続につなげる。また、自宅とショートステイの生活をつなぐ目的として機能訓練指導員とともに個別の機能訓練を

実施できるよう取り組む。

(5) 介護ロボットやICT等の活用について、職員全員が有効活用できているか、生産性向上につながっているかを定期的に評価（定性的評価および定量的評価）し、利用者とのコミュニケーションの時間の確保、ケアの質の向上、職員の負担軽減等に取り組む。

【通所介護・通所介護相当サービス】

□ 基本方針

スタッフ一人ひとりが、技術と知識に裏打ちされたサービス提供を前提に、思いやりの心をもって利用者に接することで、利用者が生き活きと楽しみながら健康的に利用でき、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援し、地域で選ばれる事業所を目指す。

□ 重点項目

- (1) 各種研修への参加等により各専門職の知識とスキルの向上を図り、適切なケアの提供に努める。
- (2) その人らしく暮らし続けられるための心身の維持・向上を図れる通所介護計画書、機能訓練計画書の策定を行い統一したケアの実践に努める。
- (3) 在宅生活が継続できるように機能訓練の充実を図り、心身機能の維持・向上に努める。
- (4) 関係機関や家族との綿密な情報共有を行ない、心身の状況に応じた切れ目のないケアの提供につなげる。
- (5) クラブ活動（音楽、制作、アクティブ、園芸等）を通じ、社会参加や地域交流、機能訓練の機会を提供し、心身の活性化を図る。
- (6) 送迎時の交通事故や介護事故の未然防止と、感染症や災害時には、迅速かつ的確に対応できるよう危機管理意識の醸成を図る。

【ケアハウス・特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護】

□ 基本方針

入居者の望む暮らしの実現に向けた意思決定支援を行う。

入居者が、健康で安心して生活できるよう、個々の日常生活能力の維持向上に向け、入居者の持てる力を活かしたケアを実践する。

□ 重点項目

(1) その人らしい生活の実現

その人らしく過ごせる環境づくりやサポートを行えるよう、「喋ろう会」を開催し、声を聴く機会を設け、入居者と共に行事の企画などを検討する。また、入居者一人ひとりの「やりたいこと」を個別に支援できるようケアプラン内に位置づけ実現していく。

(2) 質の高いサービスの提供

重大事故を未然に防ぐため、“ほっ”と報告の活用とカンファレンスの充実を図る。

サービス担当者会議にて定期的に多職種で本人、家族に身体機能の評価や日々の過ごし方を伝え、今後予測される身体機能の変化などを共通認識する機会を設ける。

個別性のあるケアプランの作成と心身の状態変化に応じた見直しを行う。

(3) チームケア向上に向けた職員教育

施設内外の研修に参加し、知識・技術の向上を図る。

それぞれの職種の専門性を活かし多職種連携を強化する。

ケアハウス内での取組をまとめ、施設内や地域に発信し、自分たちのケアの振り返りを行う機会を設ける。

(4) 入居者および家族・地域との信頼関係の構築

接遇チェックシートを活用し自己評価および上席者との面談を実施し接遇マナーの向上を図る。

ケアハウス通信やホームページなどにより、積極的な情報発信を行うことでケアハウス内での取組や入居者の暮らしぶりを発信する。

(5) 連携の強化

入居者確保やサービス向上に向け、地域包括支援センターや認知症カフェ等との連携を強化する。

(6) 危機管理の徹底

感染症や災害発生時にも施設での暮らしが継続できるよう危機管理能力の強化を図る。

【クリニック】

□ 基本方針

認知症であっても、その人らしく豊かに生活することができるよう、患者の気持ちを汲み取れる細やかなケアおよび患者が人としての尊厳が守られていると実感できる援助を提供する。

□ 重点項目

(1) 安心・安全な医療の提供

医療安全の推進を図るとともに、患者・家族等と情報を共有し、同じ目標をもって患者に安心な医療・ケアが行えるよう努める。

新薬に関する問い合わせがあった際には患者・家族等が適切な情報を得られるように支援する。

(2) 鑑別診断後のケアの提供

診断後、認知症に関して情報提供するとともに、患者・家族等へ支援を行う。認知症であっても持てる能力を活かし安心して生活することができるよう支援する。

また、京都認知症総合センター内の他事業所や地域等と連携を図り、その人に合った暮らしが見つけられるよう支援する。

(3) 職員個々の専門性を活かした能力の発揮

職員個々の知識向上・技能向上を図るため、研修会や事例検討会等に参加する。

(4) 認知症に関する研究に取り組み、外部への情報発信

認知症ケア・看護を普及させるため、認知症の早期診断・早期治療と予防の重要性に対する啓発活動を行う。

(5) 定期的フォローの実施

継続来院患者のフォローアップ受診を計画的に実施する。また、一旦診察が終了している患者に対してもフォローアップ受診を推進する。

(6) 診療報酬改訂に伴う算定見直し

クリニック内の算定項目の変更に応じた算定の見直しおよび加算の検討を行う。

(7) マイナンバーカードの保険証利用促進

12月2日から現行の保険証が発行されなくなるにあたり、マイナンバーカードの保険証利用を促進する。

【認知症カフェ】

□ 基本方針

認知症本人や家族等が、早い段階で相談したり交流することができる場としての機能を充実させ、社会参加や活動、また適切な支援先へとつながっていきけるサポートも含め、認知症初期支援の拠点となるよう目指す。

□ 重点項目

- (1) 認知症本人や家族が望み、共に取り組める初期支援プログラムの実施や、主体的に活動や交流ができる環境を整える。
- (2) 認知症初期や若年性認知症本人等の生きがいづくりを目的とした居場所づくり、就労・社会参加等の支援を拡大させるため、地域の関係団体や企業、教育機関等との協力体制を深める。
- (3) 認知症本人や家族、そして支援者等がともに学び、交流し、支えあうための機会を継続して提供し、当事者同士等のマッチング（ピアサポート）を充実させる。
- (4) 当カフェでの取組や地域との連携については、その手法等を整え、グループ内他施設や地域の様々な団体でも活動が展開されるよう支援する。

【認知症対応型共同生活介護】

□ 基本方針

入居者の人権を尊重し、安心・安全なケアの提供に向けて取り組む。入居者の自立性を尊重し、住み慣れた地域でその人らしい生活の継続に向けて支援する。

□ 重点項目

- (1) 更なる楽しみの充実
- (2) 入居者主体の生活の実現
- (3) 残存機能の向上による安心・安全なサービスの提供
- (4) 認知症ケアなど多種多様な利用者のニーズに対応できるよう組織内外の研修への積極的な参加による職員のスキルアップ
- (5) 入居者および家族、関係機関との信頼関係の構築

【認知症対応型通所介護】

□ 基本方針

利用者の個性と自立性を尊重し、利用者が住み慣れた地域で自分らしく在宅生活が継続できるよう、パーソンセンタードケアの実践に取り組む。

□ 重点項目

- (1) 自立性を尊重したケアの実践
- (2) 季節を感じる行事の提供
- (3) 認知症ケアなど多種多様な利用者のニーズに対応できるよう、組織内外の研修への積極的な参加による職員のスキルアップ
- (4) 利用者および家族、関係機関との信頼関係の構築
- (5) 送迎時の交通事故や介護事故の未然防止と、感染症や災害時には、迅速かつ的確に対応できるような危機管理意識の醸成

【居宅介護支援】

□ 基本方針

本人や家族が望む、居宅での暮らしを実現できるように支援を進めていく。

地域資源や多種多様なサービスを適宜利用しながら、利用者本人の能力や意欲を引き出し、家族の介護負担も考慮し、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう支援を行っていく。

□ 重点項目

- (1) 他職種や医療機関との連携を適切なタイミングで図りながら、利用者の生活意欲が高まるケアプラン作成や支援を心がける。
- (2) 地域の社会資源活用にも尽力し、利用者の居宅での生活安定につなげる。
- (3) 認知症や看取り、感染症等に対する知識を深めるため、グループ内外居宅介護支援事業所との事例検討会の実施の他、研修会等へ積極的に参加し、対応力や連携力等の向上に努める。

【訪問看護・介護予防訪問看護】

□ 基本方針

地域の保健・医療・福祉に根ざしたサービスを提供するとともに、認知症総合センター内にある訪問看護ステーションの強みを活かして、利用者および家族が安全で安心した在宅生活が継続できるよう支援する。

□ 重点項目

- (1) 健全（法令遵守）で安定した事業活動を行う。
常に思いやりの心をもって真摯に向き合うことで利用者・家族・地域の関係機関と信頼関係を築き連携を強めていく。
- (2) 安心で安全なサービスの提供
利用者の尊厳を守り、利用者・家族個々の思いを汲み取り、柔軟に対応する。
職員が自己研鑽や内外の研修に参加しスキルアップすることで質の高いサービスの提供を目指す。
- (3) 働きがいのある職場づくり
公正な業務分担や、業務改善の実施、有給休暇取得を促進することでワーク・ライフ・バランスの充実を目指す。
- (4) 危機管理の徹底
訪問時の交通事故防止に努めるとともに、災害や感染症等のリスクを考慮し、災害発生時等においてもサービスが継続して提供できるよう危機管理対策を徹底する。

【訪問介護】

□ 基本方針

利用者と家族の意思を尊重し、住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、思いやりの心をもって支援する。

□ 重点項目

- (1) 利用者が在宅生活を継続できるよう、利用者個々の能力を活かした自立支援を行う。
- (2) 感染症や非常災害の発生時において、利用者へのサービスを継続して提供できる体制を構築する。
- (3) 認知症ケアなど多種多様な利用者のニーズに対応できるよう組織内外の研修への積極的な参加による職員のスキルアップに努める。
- (4) 働きやすい職場環境づくりに取り組む。

4. 行事計画

□ 年間行事計画

月	行 事					
	全体	特養	ケアハウス	グループホーム	通所介護	通所介護 (認知症型)
4月		お花見	お花見	弁当作り	お花見	お茶会
5月	家族交流会 各事業ごと	端午の節句	新茶会	お茶会	端午の節句、園芸	端午の節句
6月	家族交流会 各事業ごと	オンライン 企画	B B Q	音楽会	感謝祭	音楽会
7月		七夕	七夕	七夕	七夕、歌の会	七夕
8月	避難訓練		夏祭り	夏祭り		夏祭り
9月	敬老祝賀式	敬老会	敬老会	敬老会	敬老会	敬老会
10月	水害訓練	オンライン 企画	運動会	運動会	運動会	運動会
11月	文化祭 SOS訓練	紅葉狩り	紅葉狩り	紅葉狩り	文化祭、音楽祭 紅葉狩り	紅葉狩り
12月	お餅つき 消防訓練	クリスマス会	クリスマス会	クリスマス会	クリスマス会 音楽祭、園芸	クリスマス会
1月		お正月行事	初詣	初詣	お正月行事	初詣
2月		節分	節分	節分 遠足	節分	節分
3月		ひな祭り	ひな祭り	お花見	ひな祭り	お花見

5. 職員関連

□ 諸会議

会議の名称	頻度	内容
認知症地域連携協議会	2回/年	認知症の人にやさしいまち宇治の実現のため、センターの取組について、各種関係団体・行政等とその課題等を検討
管理者会議	1回/月	施設運営・人事・懸案事項等に関すること 稼働状況、資金収支、資金繰り等に関すること
運営会議	1回/月	施設全体の方針の報告、検討、意思統一 重要案件の検討および決定 各会議、委員会の報告および協議
認知症カフェ会議	1回/月	カフェほうおうの運用に関すること 宇治市委託事業（センター機能強化事業）の企画・実施・検証に関すること 認知症地域連携協議会に関すること 関係団体や地域と連携する取組の企画・運営に関すること 認知症の正しい理解の啓蒙に関すること
全体会議	随 時	諸報告等に関すること
宇治武田病院連携会議	1回/2月	宇治武田病院との連携に関すること
宇治武田病院との 連携支援会議	1回/月	宇治武田病院地域医療連携室とヴィラ鳳凰居宅、特養鳳凰、ケアハウスやまぶき、グループホームヴィラ鳳凰、グループホーム鳳凰榎島、看護小規模多機能型居宅介護鳳凰榎島、京都認知症総合センタークリニックとの連携に関すること
地域運営推進会議	1回/2月 (グループホーム) 1回/6月 (認知デイ)	提供しているサービスの活動状況を報告し、運営に関する要望や助言等を聴取、協議 (利用者・家族・地域住民の代表等・その他で構成)
特養会議	1回/月	特養内の情報交換に関すること
2階・3階リーダー会議	1回/月	ユニット間・事業所間の情報交換に関すること
ユニット会議	1回/月	ユニット内の情報交換に関すること

栄養会議	1回/月	栄養科内の情報交換に関する事
デイサービス会議	1回/月	デイサービス内の情報交換に関する事
ケアハウス会議	1回/月	ケアハウス内の情報共有、運営に関する事
ショート会議	1回/月	ショートステイ内の情報交換に関する事
グループホーム会議	1回/月	グループホーム内の情報共有、運営に関する事
オレンジデイサービス会議	1回/月	認知デイ内の情報共有、運営に関する事
訪問看護会議	1回/月	訪問看護内の情報交換に関する事
訪問介護会議	1回/月	訪問介護内の情報交換に関する事
クリニック会議	1回/月	クリニック内の情報交換に関する事
相談員会議	1回/月	生活相談員の業務と情報交換に関する事
医務会議	1回/月	特養看護職員間の情報交換に関する事
事務会議	不定期	事務員間の情報交換に関する事
居宅介護支援事業所会議	毎週火曜日	居宅ケアマネ間の情報交換に関する事

□ 諸委員会

委員会の名称	頻度	内容
感染対策委員会	1回/月	感染対策の推進（職員教育、啓発等） 感染対策ラウンド 感染要望対策要領書やマニュアルの見直し 感染症発生時の情報収集、情報提供および指導
防火・防災委員会	1回/2月	防火・防災管理に関する事 消防訓練・水害訓練に関する事
職員研修委員会	1回/2月	勉強会の企画調整に関する事 事故等防止対策に関する事
安全対策委員会	1回/月	コールバック連絡書に関する事 取組み状況の確認に関する事
身体拘束・虐待防止委員会	1回/3月	身体拘束・虐待に係る実地・意識調査に関する事
介護保険委員会	1回/3月	介護保険制度および介護保険事業者自主点検に関する事
サービス向上・業務改善委員会	1回/2月	満足度調査および改善提案に関する事
QMS委員会	1回/2月	内部監査およびQMS審査に関する事 QMSについての理解のための勉強会の実施
教育委員会	1回/2月	施設内での経年別研修等の企画、実施に関する事
安全衛生委員会	1回/月	職員の安全・衛生に関する事
医療的ケア検討委員会	1回/月	介護職実地研修に関する事 登録喀痰吸引等（特定行為）業務の推進 医療的ケアの安全管理に関する事
栄養委員会	1回/月	献立および嗜好調査に関する事
入居検討委員会 （特養・ケアハウス・グループホーム）	1回/月	入居申込者の入居の可否に関する事 次期候補者決定に関する事
文化祭実行委員会	7月以降随時	文化祭の企画、実施に関する事
テクノロジー活用推進委員会	1回/月	ICT等の活用およびその効果等による業務改善に関する事

※ その他、武田病院グループの主催する部会等に出席する。

□ 職員教育および研修

研修名	内 容
新規採用職員研修（プリセプティ研修）	年4回開催 （1年間でキャリアパス新人レベルが概ね達成できるよう支援。講義や個人発表は書面やWEBおよび動画等も使用して実施。職員研修委員会企画の勉強会に年2回参加）
中途採用者研修	オリエンテーション後、レベルに合わせた研修へ参加。入職時職務経験者であっても原則プリセプターシップ制度で指導する

パート職員研修・一般職員研修	書面学習やWEBおよび動画等も使用して年2回開催 (研修委員会企画の勉強会に年2回参加)
プリセプター研修	書面学習やWEBおよび動画等も使用して年2回開催 (新人教育に携わり自己も成長できることを目指す) ※ 原則プリセプティとの合同研修
係長・士長代理・課長代理研修	書面学習やWEBおよび動画等も使用して年2回開催 (職種問わず、雇用管理・人財育成等について、企画・実施)
主任・副主任・中堅職員研修	高齢者施設で働くやりがいや魅力等について、企画・実施。 WEB開催等、クリニック主催の専門職向けの認知症研修に年1回参加

- ※ ・ 研修は、資料による自己学習、オンラインおよび動画視聴等での実施も検討する。
 ・ 全職員：上半期・下半期の目標設定および評価は、各職種毎のキャリアパスを使用し、4月・10月にレポートを提出する。
 役職者：役職者用のキャリアパスを使用し、役職者としての目標設定・評価を実施し、レポートを提出する。

職員研修委員にて企画・実施（月1回）

内 容	内 容
感染症・食中毒予防（2回/年）	緊急時対応
接遇	介護技術
身体拘束・虐待防止（2回/年）	メンタルヘルス
看取り	褥瘡予防
個人情報・プライバシー保護	ハラスメント
法令遵守	認知症
リスクマネジメント	交通安全

- ※ 伝達方法については、資料による自己学習、オンラインおよび動画視聴等での対応も検討する。

□ 職員の健康管理

入職時や定期的な健康診断および特別養護老人ホーム介護職対象の特殊健康診断（腰痛検診2回/年）の実施やワクチン接種による感染症予防対策など、平時から職員の健康確保に努める。

また、超過勤務の是正や有給休暇の取得促進に取り組むとともに、ストレスチェックや組織活性化プログラムの結果などを踏まえ、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を推進する。

6. 固定資産取得関連

□ 建物、設備

昨年度、従来棟1F共有部分について補助金を活用して照明設備のLED化を実施したが、今年度も補助金等を活用し、他の部分についても更新を検討する。

消防設備更新および共有部分の空調設備についても補助金等を視野に入れて検討を進める。

□ 車両運搬具、器具および備品

特別養護老人ホームで導入した記録の音声入力やインカムによる情報共有等について、他事業においても補助金を活用して導入を検討する。眠りSCANのさらなる導入も検討する。

令和6年度
事業計画

社会福祉法人京都悠仁福社会
特別養護老人ホーム ヴィラ山科

令和6年度

特別養護老人ホームヴィラ山科 事業計画

1. 基本理念

武田病院グループの一員として、引き続き利用者・家族および地域からの信頼、また、職員相互の信頼を大切にしながら、思いやりの心をもって、利用者ひとり一人に寄り添い、“手のぬくもり”のある質の高い利用者本位の介護サービスを提供する。

入所サービスについては、ヴィラ山科が「第二のわが家」と利用者に関心から実感していただける施設運営に努めるとともに、居宅サービスにあっては、年齢を重ねてもいつまでも地域でいきいきと安心して過ごせる暮らしの支援に関係機関等とも手に手を携えながらしっかりと取り組む。

特に今年度においては、昨年5月に新型コロナの法令上の分類区分が2類から5類に引き下げられたことを踏まえ、各種行事等の再開などを通じて進めてきた利用者のコロナ禍前の日常を取り戻す取組について、感染動向および引き続き必要とされる基本的な予防対策に十分留意しつつ、さらに一層の推進を図る。

- (1) 健全で安定した施設・事業運営の確保のため、各事業の目標稼働率の達成に向け、具体的な取組を推進する。特に、認知症対応型を含む低迷が長期化している通所介護事業については、さらに一層のサービスの魅力づくりに向けた工夫を重ねる。
- (2) 利用者の意思を尊重し、個別ニーズを踏まえた質の高いケアの提供や支援を実践することにより利用者満足度の向上を目指す。
- (3) 地域との連携・交流を本格的に再開し、在宅高齢者の福祉ニーズを的確にかつ幅広く把握のうえ、地域包括支援センターはじめ豊富な在宅系サービス事業を運営している当施設の“強み”を活かして、認知症ケアなど地域ニーズに即した高齢者支援・地域貢献活動に取り組む。
- (4) 人材育成を担う指導者層の職員育成に注力するとともに働き方改革を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職員との定期的な面談（ステップアップシート、人事考課など）を通じた職員個々の思いや考えを汲んだ働きがいのある職場づくりにより離職防止につなげる他、採用条件の柔軟な設定等、積極的な職員採用に取り組み、安定的な施設運営体制の確保に努める。特に超過勤務時間の削減については、職員体制の整備はもとより、管理者等による関係職員との個人面談を通じて、職員それぞれの超過勤務の要因を明らかにし、実情に応じた削減方策を確認のうえこれを実行するとともに、個人面談の継続実施により取組の進捗を確認する。
- (5) 特養、デイサービスにおける新型コロナクラスターの経験により高揚した危機管理意識を維持するとともに、自然災害時を含めた感染拡大時におけるBCPのより一層の充実により実用性を高め、利用者の普段どおりの暮らしの維持に努めるとともに、必要に応じて、地域とも連携した訓練の実施、見直しを行う。
また、転倒等介護事故や交通事故ゼロを目指し、利用者の生活の安心安全の確保に努める。
- (6) 職員提案制度の積極的な活用を促す等により、ICTの活用による効率化やペーパーレス化をはじめ業務改善の推進を図る。
- (7) 老朽化した設備・備品の計画的な更新に取り組む。

【中期計画（令和6年度より令和8年度）】

- (1) いわやの里との連携をさらに強化し、地域へ還元できる資源提供を行う。また、防災に関しても地域と連携した体制を構築する。
- (2) 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、通所介護および認知症対応型通所介護、訪問介護並びに短期入所生活介護とで、利用者のよりよい支援のための連携をさらに強化する。
- (3) 指導者層のマネジメント能力の向上、職員のキャリア・スキルアップを高める取組を推進する。

【長期計画（令和3年度より令和8年度）】

- (1) 災害や感染症に強く、利用者や地域の方々に「安心安全を提供できる施設づくり」を目指す。
- (2) ダイバーシティ&インクルージョンを実現する職場環境・風土づくりを進める。
- (3) 少子化人口減少化時代にあっても、豊かな人財を擁し、質の高いケアが提供できる「人財あふれる施設」を目指す。

2. 事業種別利用者数値目標

	特 養	短 期	通所介護	通所介護 (認知症型)	訪問介護	居宅介護支援
年間平均稼働率	97.5%		90.0%	90.0%	常勤換算値× 4.5人	44.0件 /人
1日平均入所 (利用)者数	87.6人		31.5人	10.8人		

3. 事業種別事業計画

【特別養護老人ホーム】

□ 基本方針

ヴィラ山科が「第二のわが家であるために～その人らしさを求め生きる日々を大切にします～」の実践を目指す。

職員一人一人が介護観を高め、入居者にとって安心して自分らしい生活を送れるよう支援する。

また、非常時においても迅速な対応ができるよう、日頃から危機管理意識を持ち、安心できる環境づくりに努める。

□ 重点項目

(1) ケアの質と利用者満足度の向上

入居者や家族の思いを多職種間で共有し、その意向に沿った利用者本位のケアを目指す。

感染症予防に留意しながら利用者が主体的に楽しめる行事や外出を提供する。

(2) 人財の確保・定着・育成

チーム内のコミュニケーションを高めるとともに、ICT機器等を有効活用して生産性向上を図り、働きやすく風通しの良い職場をつくる。One for all, All for one(1人はみんなのために、みんなは1人のために)の精神を職員一人ひとりが持つことができる環境づくりに取り組む。

プリセプターシップ制度を有効に機能させ、自信を持って行動し、能力を発揮できる人財育成を目指す。

「きつとうまくいく」という前向きな姿勢をもって行動する。

(3) 危機管理意識の徹底

- 様々な感染症や自然災害発生に対応できるBCPに基づいて教育訓練を充実させる。
感染予防だけでなく、感染症発生からさらなる拡大を防ぐために標準予防策の徹底を行う。
- (4) 健全（法令遵守）で安定した事業活動の展開
目標稼働率の達成を目指し、全職員で進捗を共有し、稼働率向上に取り組む。

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

□ 基本方針

「また来たくなるショートステイ事業所」を目指し、利用者に向けた具体的取組を実施する。

□ 重点項目

ケアの質と利用者満足度の向上

在宅生活を踏まえたショートステイでの過ごし方を模索し、利用者個々に応じた居心地のいい空間づくりを検討する。

利用者に対するADLやIADLの維持を目的とした個別機能訓練を適宜実施する。

【通所介護・通所介護相当サービス・認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

□ 基本方針

利用者が住み慣れた地域で生きがいや楽しみを持ち、いきいきと安心して在宅生活が継続できるような生活意欲、身体機能の維持および増進を図る。

ご家族や各関係機関との連携を密にしながら、地域に根ざした事業所を目指す。

□ 重点項目

(1) 健全（法令遵守）で安定した事業活動の展開

居宅介護支援事業者、地域包括支援センターへの営業・連携を強化し、体験利用や新規利用者の増加を図る。

また、新規利用者のみならず臨時利用や振替利用の獲得など柔軟な対応に努め目標稼働率の達成を目指す。

(2) 人財の確保・育成および定着（働きがいのある職場づくり）

外部研修等へ積極的に参加し、一人ひとりの資質の向上・専門性を高めるとともに次世代のリーダーの育成を行う。

また、ICTの活用や業務改善を行い、生産性の向上と業務の効率化を図ることで個々の負担を軽減し、有給休暇や連続休暇を取得しやすい職場環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む。

(3) ケアの質と利用者満足度の向上

行事やレクリエーションを充実させサービスの魅力づくりに向けた工夫を重ね、満足度向上を目指す。また、機能訓練を通じて利用者個々の在宅生活が支えられるよう努める。

(4) 危機管理の徹底（再発防止対策・予防対策の充実）

感染症や災害対策についての知識を研修や訓練等で深める。また、BCPの継続的な見直しを行い、感染症や災害が発生した場合でも業務を継続できるよう努める。

介護・交通事故ゼロを目指すために、“ほっ”と報告書の活用、送迎ルートの見直しや危険箇所等を職員間で情報共有を行う。

(5) 連携重視（地域・医療・職員間）

居宅介護支援事業者、地域包括支援センターおよび関係機関と綿密な連携を図り、個別のニーズに応じたサービスを提供する。また、地域との結びつきを重視し、家族、ボランティア、地域団体とも連携を図り、情報交換や交流の機会をつくる。

【訪問介護・訪問介護相当サービス】

□ 基本方針

利用者の意見、意思を尊重し、尊厳と思いやりの心をもって、利用者の立場に立った訪問介護サービスを行う。また、サービスの提供に当たっては、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができるよう、関係機関と手を携えながらしっかりと取り組むことで、利用者の心の支えとなり、日常生活が維持および改善できるよう要介護・要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に努める。感染症、災害発生時にはBCPに基づき、利用者の普段どおりの暮らしの維持に努める。

□ 重点項目

(1) 健全（法令遵守）で安定した事業活動の展開

在宅生活が継続できるよう重度要介護者対象のカンファレンスを実施し、サービス内容の細やかな検討、サービスの質および満足度の向上を図り、特定事業所加算Ⅰ算定の継続に努める。

1日平均訪問件数13.05件（訪問介護員1人当たり4.5件/日）以上を確保するため、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの連携強化を図り、新規利用者のみならず臨時利用や振替利用の獲得など柔軟な対応に努める。

(2) 危機管理の徹底

“ほっ”と報告書を活用し、事故予防および業務改善・利用者の生活環境改善に努める。

感染症や災害等の発生に対しては、利用者および職員の命と健康を守ることを最優先とし、BCPに基づき、施設内および関係機関とも連携の上、迅速・適切に初動対応等を行い、利用者の普段どおりの暮らしの維持に努める。

(3) 人材の確保・育成および定着（働きがいのある職場づくり）

年間教育訓練計画および年間個別研修計画に基づいた研修やオンライン研修により、介護技術・知識の向上を図るとともに、積極的に外部研修に参加し、統一したサービスの提供と情報共有に努める。

働き方改革や職員の高齢化を踏まえ、有給休暇取得の促進および超過勤務時間の削減に努め、心身のリフレッシュやモチベーションの維持向上ができる働きやすい職場環境づくりを行う。

また、職員一人ひとりが自分の考えを積極的に発信し、検討できる環境づくりを行う。

(4) ケアの質と利用者満足度の向上

利用者満足度アンケートを実施し、利用者の苦情や要望の抽出を行い、ケアの質と満足度向上につなげる。

(5) 連携重視（地域・医療・職員間）

ヴィアラ山科内における他サービス事業所間だけでなく、外部の他職種との連携強化に努め、利用者の立場に立った在宅サービスの検討を積極的に行うことで、サービスの質の向上および稼働率の向上につなげる。

【居宅介護支援】

□ 基本方針

歳を重ね介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して望む暮らしが続けられるように近隣住民の方々や包括支援センター、医療機関、各サービス事業所、その他各関係機関とスムーズに連携が行えるよう、日頃から良い関係づくりに取り組む。

併せて各研修等にも積極的に参加し、知識や情報を深め、より良い支援が提供できるようにする。感染症予防対策については、必要とされる予防対策、対応を徹底するとともに、災害、感染症発生時には事業を停止することなく、利用者に安心してサービスを提供できる体制を構築する。

利用者の要望に応じやすい体制および働きやすい職場の環境づくりを推進し、職員が定着することで、地域や事業所からさらなる信頼を得られる事業所を目指す。

□ 重点項目

(1) ケアの質と利用者満足度の向上

外部研修への参加、他の居宅介護支援事業所との合同研修会や地域包括支援センターが主催する研修会などに参加し、ケアマネジメントの質の向上、人財育成を図る。

(2) 人財の確保・育成および定着（働きがいのある職場づくり）

ワーク・ライフ・バランスを推進し、超過勤務時間の削減を行う。積極的に有給休暇の取得を促進、病気や退職のリスク回避を行い、健全で安定した事業運営を行う。

(3) 連携重視（地域・医療・職員）

地域包括支援センターはじめ豊富な在宅系サービス事業を運営している当施設の“強み”を活かしながら、外部の医療分野と介護分野をはじめ、異なる分野の関係機関と互いの機能理解を深め、それぞれ役割を発揮できるように地域内での関係者で課題を共有し連携を図り、地域包括ケアシステムの充実を図る。

(4) 危機管理の徹底（再発防止対策、予防対策の充実）

感染症予防対策を徹底するとともに、災害、感染症発生時に事業が継続できるよう、BCPに基づき、訓練および必要に応じて計画の見直し変更を行う。

【京都市大宅地域包括支援センター】

□ 基本方針

大宅・小野学区に住んでいる高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせる健康長寿のまちをみんなで作れるよう、地域包括ケアシステムの中核を担う。地域・医療・福祉が連携して、いざという時に備えて情報共有し、一人暮らしや認知症などの疾患を抱えながらも高齢者が住みやすく災害に強い地域づくりに貢献する。

□ 重点項目

(1) 人財の確保・育成および定着（働きがいのある職場づくり）

職員自らが気づきを得られる事例検討会の開催や、複合的な課題を抱えるケースが増加していることから、高齢分野以外の研修への参加機会を確保し、知識向上および人財の育成を図る。

ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、職員との定期的な面談を通じて個々の思いや考えを汲んだ働きやすい職場づくりを目指し、人員体制が維持できるようにする。

(2) ケアの質と利用者満足度の向上

認知症への理解を深めるための普及啓発を、地域の介護サービス事業所とともに実施し、認知症高齢者や家族が安心して住み続けられる地域づくりを目指す。

(3) 連携重視（地域・医療・職員）

地域に住む高齢者が孤立しないよう、地域包括支援センターが相談窓口であることの周知を継続し、地域関係団体との連携を強化する。また、担当学区における地域課題抽出や情報共有のために、地域役員・介護サービス事業所・医療機関を交えての地域ケア会議（個別も含む。）を開催する。

(4) 危機管理の徹底（再発防止対策、予防対策の充実）

災害・感染症の発生時におけるBCPの継続的な見直しを実施するとともに、事業が停止せず必要な支援を提供できるよう備える。

4. 行事計画

□ 年間行事計画

実施月	行 事 内 容			
	全体	特養・短期	通所介護	通所介護（認知症型）
4月		お花見散歩	お花見	お花見
5月			家族交流会	家族交流会
6月	嗜好調査	家族交流会		
7月		七夕	七夕	七夕 地域運営推進会議
8月			夏まつり	夏まつり
9月	総合避難訓練 敬老祝賀式		敬老の日	敬老の日
10月	秋まつり		運動会	
11月	満足度調査 嗜好調査	紅葉散歩	紅葉	紅葉
12月	餅つき大会	クリスマス会 餅つき	クリスマス	クリスマス
1月		初詣 新年会	初詣	初詣 地域運営推進会議
2月	総合避難訓練	節分	節分	節分
3月		ひなまつり	ひなまつり	ひなまつり

※感染症の流行の状況等により延期または中止することがある

□ 月間行事計画

・広報紙「はなみずき通信」の発行（毎月15日前後）
・認知症居場所づくり事業カフェふくろうの実施（年4回）

5. 職員関連

□ 諸会議

会議の名称	頻 度	内 容
職員会議	随時	重要事項および情報伝達 職員の労務に関する協議など
運営会議	1回/週	施設全体の方針の決定 重要案件の検討および決定 教育訓練計画書の作成
拡大運営会議	1回/月	施設全体の方針の報告、検討、意思統一 重要案件の検討および決定 各会議、委員会の報告および協議
居宅運営会議	1回/月	在宅サービスの運営全般、重要案件の検討 利用者のより良い支援のための連携に関する協議など 地域の福祉拠点としての活動に関する協議など

特養運営会議	1回/月	年度方針展開表の進捗確認 運営全般、重要案件の検討 サービス方針の策定、行事企画の確認 コールバック連絡書有効性のレビュー 利用者のケア全般に関すること 業務改善に関すること
デイサービス会議	1回/月	年度方針展開表の進捗確認 運営全般、重要案件の検討 サービス方針の策定、行事企画の確認 コールバック連絡書有効性のレビュー 利用者のケア全般に関すること
オレンジデイサービス会議	1回/月	年度方針展開表の進捗確認 運営全般、重要案件の検討 サービス方針の策定、行事企画の確認 利用者のケア全般に関すること
ヘルパー会議	1回/月	年度方針展開表の進捗確認 運営全般、重要案件の検討 サービス方針の策定、行事企画の確認 コールバック連絡書有効性のレビュー 利用者のケア全般に関すること
給食会議	1回/2ヶ月	給食業務全般および嗜好調査、献立に関する協議
特養CW役職者会議	各フロア 1回/月	特養CW役職者間の情報共有と意思統一 介護職員の育成・働きやすい職場づくりに関すること
特養フロア会議	各フロア 1回/月	フロア職員間の連携、運営について 利用者のケア全般に関すること 業務改善に向けての提案等
看護師会議	1回/2ヶ月	医務業務・デイサービス看護業務に関すること
施設ケアマネ会議	1回/2ヶ月	在宅サービスの運営全般、重要案件の検討 利用者のより良い支援のための連携に関する協議など 地域の福祉拠点としての活動に関する協議など

※その他 各部署、各職種にて適宜のミーティングを実施

□ 諸委員会

委員会の名称	頻度	内 容
入所検討委員会	1回/月	長期入所新規申請者の総合評価の決定に関する協議・承認 次期入所候補者の選定・承認および待機者管理
感染対策委員会	1回/ 3ヶ月 ※必要時、 臨時開催	感染症、食中毒の予防およびまん延防止に関する協議 感染発生時の対応に関する協議 感染症、食中毒の予防およびまん延防止の指針の整備・更新に関する こと 感染症、食中毒の予防およびまん延防止のための研修の実施に関する こと 感染症の予防およびまん延防止のための訓練の実施に関すること 感染症BCPの整備・更新に関すること
職員研修委員会	1回/月	職員研修の企画および調整、運営に関する協議 OFF-JTに関すること（外部研修の発信等）
防災管理委員会	1回/2ヶ月 ※必要時、 臨時開催	防火管理者の申請手続き 施設の防火、防災に関する協議 施設の防災訓練の企画および実施に関する協議 自然災害発生時BCPの作成と見直しに関する協議
安全対策委員会	1回/月	事故発生防止のための指針の整備・更新に関する協議 ”ほっ”と報告書およびコールバック連絡書の集計および分析 事故等の再発防止対策、有効性のレビューに関する協議 事故発生防止のための研修の実施に関すること

褥瘡予防対策委員会	1回/月 ※必要時、 臨時開催	褥瘡予防のための計画立案および実践・評価に関する協議 褥瘡に関する情報収集、情報提供、指針の整備 褥瘡の発生予防および対策に関する教育に関すること
虐待防止・身体的拘束等の適正化に関する委員会	1回/3ヶ月 ※必要時、 臨時開催	身体的拘束等の適正化のための対策検討 身体的拘束等状況の把握および改善についての検討 身体的拘束等および虐待、権利擁護に関する協議 不適切ケアを防ぐための教育、啓発活動の推進
安全衛生委員会	1回/月	職場における快適な作業環境の維持、改善に関する協議 職員の健康の保持増進に関する協議 職員の安全衛生に関する協議
医療的ケア検討委員会	3回/年	介護職員等喀痰吸引等について必要な事項の検討と実施 介護職員の医療的ケアに関する協議、指導 介護職員の医療的ケアに関する情報収集、情報提供 施設看護師部会よりの医療的ケアに関する報告
生産性向上委員会	1回/3ヶ月	介護ロボットの導入・ICT機器の普及と活用に関する協議 利用者の安全、職員の負担軽減のための対策を検討

※その他行事に関する実行委員会等を設置

なお、各会議・委員会は、ともに定期開催の他、必要に応じて適宜臨時開催する。

□ 職員教育および研修

職員研修委員会が中心となり、ソーシャルメディア等の活用により施設全体研修を企画し、職員の教育に取り組む。新たに入職する人材に対して、配属部署内のみではなく施設全体での円滑な関わりを得られるよう採用時研修の体制を充実させ、より定着・成長しやすい環境づくりを目指す。また、職種に応じたステップアップシートを用いて個々のスキルアップ意識の向上と成長実感が得られるような運用を行っていく。

京都府福祉職場組織活性化プログラムの結果を踏まえ、より一層の組織活性化につなげるとともに、組織運営のマネジメント力の強化を図るため、副主任以上役職者へのリーダーシップ研修と昇任者研修を実施する。

(1) 施設内教育研修体制

- ①全体研修（施設的全職員）
- ②階層別研修（副主任以上を対象とした研修）
- ③部署別研修（各事業所の特性に合わせた研修）

(2) 外部研修

専門性を高めるための外部研修への計画的参加（各職種対象）

(3) グループ内研修

新卒採用時研修、リスクマネジメント、喀痰吸引研修など

□ 職員の健康管理

採用時職員健康診断、定期職員健康診断、特殊健康診断（腰痛検診年2回）の実施およびインフルエンザワクチンの接種、新型コロナワクチン接種を行う。新型コロナに関する予防対策の周知、情報提供を行う。

安全衛生委員会においては、職員の立場から職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けて超過勤務時間、有給休暇取得率などのデータを集約し、適正な労働時間の管理に向け各所属へ働きかける。

6. 固定資産取得関連

□ 建物、設備

空調機器入替の検討および電気設備系統の部品の点検整備、特殊浴槽の点検を行い、安心安全を提供できる施設づくりのため、老朽化している設備の整備を進める。

□ 車両運搬具、器具および備品

送迎車両はじめ公用車の日常点検を確実に実施し、不具合の早期発見を心がける。また、介護ロボット（眠りSCAN、ナースコール連動式センサーマット、音声入力アプリ等）の活用促進を図る。

令和6年度
事業計画

社会福祉法人京都悠仁福社会
加茂の里

令和6年度 加茂の里 事業計画

1. 基本理念

「人権の尊重」「自立支援」「利用者本位」というテーマのもと、思いやりの心を持ち、利用者と家族の思いを大切にしたい手のぬくもりのあるサービスを提供する。

職員個々の能力の向上と、デジタル技術や情報技術を活用することで、より質の高いサービス提供体制を確保し、在宅から施設まで地域の高齢者を支える総合福祉施設として、行政、保健、医療、福祉サービスや地域との連携に努め、いつまでもその人らしく地域で生活できるよう支援する。

- (1) 介護サービスの総合事業所として、切れ目のない個別ケアを提供する。
- (2) DX化を推進することで、科学的根拠に基づいた質の高いサービス提供体制の整備、職員の負担軽減を推進する。
- (3) 危機管理意識を持ち、サービス中の事故や交通事故0を目指すとともに、苦情を未然に防止し、安心、安全な施設運営に努める。
- (4) 地域防災組織と連携し、防災ニーズを把握し、防災に係るマニュアルを再点検するとともに充実した研修により災害防止に努める。
- (5) 感染症や災害発生時において、必要なサービスを継続的に提供できる体制を確立する。
- (6) キャリアアップのための資格取得支援や、内外の研修受講を奨励し、知識の向上、人材の育成に努める。
- (7) 利用者や家族からの要望や苦情を真摯に受け止め、サービスの改善を適宜行う。

【中期計画】(令和6年度から令和8年度)

- (1) デジタル技術、情報技術を活用することで質の高いサービス提供体制を整備する。
- (2) 次世代を担う職員を育成する。
- (3) 安定した経営を行うため、経費削減を推進する。
- (4) 柔軟で有機的な組織体制を構築する。

【長期計画】(令和3年度から令和8年度)

- (1) ケアの質と利用者満足度の向上を図り、一人ひとりが生きがいを持てる健全で安らかな生活の実現と、安定した事業活動の展開に邁進する。
- (2) 経営改善の考えを基本としつつ老朽化していく施設の保全整備と、省エネ化を推進する。

2. 事業種別利用者数値目標

	特 養	短 期	通所介護	訪問介護	訪問看護	居宅介護支援	ケアハウス
年間平均稼働率	97.5%		90.0%				
1日平均入所 (利用)者数	68.3人		36.0人	常勤換算値 ×4.5人	常勤換算値 ×3.5人	44.0件 /人	100%

3. 事業種別事業計画

【特別養護老人ホーム】

□ 基本方針

利用者、家族の意志や意見を尊重し、科学的根拠に基づいた質の高いサービスを提供することで、安心・安全にその人らしい生活が送れるように支援する。また、感染予防対策の徹底、危機管理意識の向上を図り、地域に根差した介護施設としての信頼を得る。

□ 重点項目

(1) 人財育成。

定期面談やO J Tを通じて、職員個々の課題を抽出し、課題に応じたセミナーや内外の研修に参加することで資質向上に努める。また、習得した知識については共有を図り、ケアの質の向上とチームとしての専門性を発揮できる人財と次世代を担う職員を育成する。

(2) 危機管理意識の向上。

”ほっ”と報告書やコールバック連絡書の分析から有効的な対策の立案やI C T機器を効果的に活用することで、重大事故の発生を抑制する。また、利用者が安全に食事を摂れるよう、多職種で口腔機能や嚥下評価、食事形態の検討を行うことで誤嚥や窒息事故の予防に努める。

災害および感染症発生時にB C Pに基づいて事業運営できる体制を確立する。

(3) 連携強化。

食事行事、外出支援の他、家族交流会や地域住民が参加できる行事等を開催するなど、家族や地域との関わりを積極的に持つことで連携強化に努める。また、I C T等を活用し、利用者の安全およびサービスの質の確保に努め、協力医療機関、関係機関との連携を強化する。

(4) 健全（法令遵守）で安定した事業活動の展開。

法令を遵守したうえでプロセスの改善、効率化を行い、生産性の向上に努める。

(5) 働きやすい職場づくり。

I C Tを活用した業務改善を行うことで生産性の向上を図り、業務負担の軽減や超過勤務時間の減少、有給休暇取得を促進し、働きやすい職場環境を構築する。

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

□ 基本方針

居宅支援事業所や医療機関、その他関係各機関との連携を強化し、利用者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう努める。また、感染予防対策の徹底、危機管理意識の向上を図り、地域に根差した介護施設としての信頼を得る。

□ 重点項目

(1) 人財育成。

定期面談やO J Tを通じて、職員個々の課題を抽出し、課題に応じたセミナーや内外の研修に参加することで資質向上に努める。また、習得した知識については共有を図り、ケアの質の向上とチームとしての専門性を発揮できる人財と次世代を担う職員を育成する。

(2) 楽しみの充実。

行事やレクリエーションを充実させることで、楽しんで利用できる環境を整える。

(3) 危機管理意識の向上。

”ほっ”と報告書やコールバック連絡書の分析、I C T機器の効果的活用、質の高いアセスメントから計画を立案し重大事故の発生を抑制する。

(4) 連携強化。

地域の居宅支援事業所、医療機関など関係各機関とI C T等を活用して連携を強化し、利用

- 者と家族のニーズに応じたきめ細かいサービスを地域で提供できる体制を整備する。
- (5) 健全（法令遵守）で安定した事業活動の展開。
法令を遵守したうえでプロセスの改善、効率化を行い、生産性の向上に努める。

【通所介護・通所介護相当サービス】

□ 基本方針

利用者の思いやニーズの把握に努め、思いやりの心を大切にし、利用者が住みなれた地域で生きがいや楽しみを持ち、在宅生活が継続できるよう生活意欲の維持および増進を図る。また、感染症や災害発生時にも地域や関係各機関との連携を密にし、サービスを継続できるようにする。

□ 重点項目

- (1) 健全で安定した事業活動の展開。

居宅支援事業者との連携を強化し、新規利用者のみならず臨時利用や振替利用の獲得など柔軟な対応に努め、顔の見える関係づくりを構築する。

- (2) ケアの質と利用者満足度の向上。

日々の関わりを充実させるとともに利用者個々の思いを引き出し、利用者満足度向上につなげる。また、機能訓練とレクリエーションの充実を図り、残存能力の維持・向上を目指す。

- (3) 人財の育成および定着。（働きがいのある職場づくり）

内外の研修に積極的に参加し、一人一人が専門性を発揮し、ケアの質の向上に努める。DX化を推進し、業務改善や超過勤務時間の軽減に努める。また、有給休暇の取得率向上に向け、全職員が協力しながら、働きやすい環境を目指す。

- (4) 危機管理意識の向上。

危険予測能力や危険回避能力を高められるよう内外の研修を受講し、交通事故を抑制する。また、“ほっ”と報告書やコールバック連絡書の事故防止対策を徹底し、重大事故発生防止に努める。

感染症や災害発生時にBCPに基づいて活動できるよう体制を強化する。

- (5) 連携重視

各関係機関や家族との連携を深め、在宅での生活を継続できるよう支援する。

また、積極的に地域ボランティアの受入を行い、地域との交流を深める。

【訪問介護・訪問介護相当サービス】

□ 基本方針

利用者の意思を尊重し、家族との情報共有を密にすることで住み慣れた地域、自宅で安心して生きがいを持ちながら在宅生活が継続できるよう援助する。また、職員教育を充実させ、新しい生活様式を取り入れながら利用者満足度向上に努め、各関係機関との連携を密に行いながら、地域に根ざした事業所を目指す。

□ 重点項目

- (1) 利用者満足度の向上。

利用者や家族のニーズを把握し、サービスの改善につなげ、信頼関係の構築に努める。

- (2) 各機関との連携の強化。

居宅介護支援事業所、地域包括支援センターおよび関係各機関との連携強化に努める。

- (3) 職員教育。

研修や勉強会を開催することで、幅広い知識の習得とスキルアップを図る。特に認知症ケアや看取り、ICTに関する研修を多く取り入れサービスの質の向上につなげる。

- (4) 働きやすい職場づくり。

D X化を推進し業務を効率化することで、職員の負担軽減を図る。

誕生月にバースデイ休暇を取得することで、職員のリフレッシュと意欲向上につなげる。

(5) 危機管理意識の向上。

感染症や災害が発生した場合に、BCPに基づいた対応ができる体制を継続し、感染予防に努める。また、“ほっ”と報告書で事故を未然に防ぐ意識を高く持ち、再発防止に努める。

【訪問看護・介護予防訪問看護】

□ 基本方針

利用者が、可能な限りその居宅で能力に応じた自立した日常生活が送れるように配慮し、サービスを提供する。また、利用者、家族の意思決定支援（ACP）の適切なプロセスを丁寧に進め、地域の医療機関、主治医、各事業所との連携を図り、最期まで自分らしく在宅で過ごすことができるよう支援する。また感染症や災害に備え、発生時にも安心してサービスが受けられるよう地域や関係各機関との連携を密にする。

□ 重点項目

(1) 顧客満足度の向上。

顧客ニーズの把握に努め、サービスの質の向上につなげる。

(2) 人財育成および定着。

医療的ケアやターミナルケアの知識・技術の習得とスキルアップを図る。

D X化など業務プロセスの改善を行うことで、サービスの質の向上や超過勤務時間の軽減および休暇が取得しやすい働きやすい環境を維持する。

(3) 看護・リハビリの質の向上とケアの充実。

看護・リハビリ職の連携を強化し、個別性のある統一したケアを提供する。

(4) 危機管理意識の向上。

“ほっ”と報告書やコールバック連絡書の事故防止対策を徹底し、重大事故発生防止に努める。感染症や災害が発生した場合に、BCPに基づいて活動できるよう体制を強化する。

【ケアハウス】

□ 基本方針

入居者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、個人の人格・尊厳を尊重し、一人、ひとりが生きがいを持ち、健康で活気ある自立した生活が維持できるよう支援する。

また、入居者、家族、地域との連携を深め、信頼関係の構築に努める。

□ 重点項目

(1) サービスの質の向上。

入居者からのニーズを的確に把握することで、個々の能力を引き出し、可能な限り発揮できる環境づくりに努め、自立した支援を行う。

(2) 余暇活動の充実による生活の質の向上。

入居者の要望を基にした行事や地域行事等への積極的な参加により、余暇活動の充実を図り、楽しみを持ち、活気ある生活づくりを支援する。

(3) 職員教育。

勉強会や施設内研修、外部研修への積極的な参加および伝達により幅広い知識の向上、中でも社会資源の活用や対人援助技術に重点を置いた資質向上に努める。

(4) 働きがいのある職場づくり。

悩みや課題等を相談できる雰囲気づくり、環境づくりに努め、D X化推進や業務効率化による超過勤務時間の軽減、有給休暇や連続休暇等の取得により、働きやすい職場を目指す。

(5) 危機管理。

感染症、防災対策についての知識を研修等でさらに深める。また、BCPの継続的な見直しを行い、感染症や災害が発生した場合でも業務を継続できる体制を構築する。

【居宅介護支援】

□ 基本方針

利用者が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるように、地域包括ケアシステムの要である医療、介護、予防、住まい、生活支援を地域で包括的に確保するとともに、木津川市および相楽地域の関係各機関との継続的かつ機能的な連携関係を構築する。また、地域の他の居宅介護支援事業所や障害福祉サービスとも交流、協力関係を築き、地域全体でケアマネジメント力の向上を図り地域共生社会実現に向け、より地域の実情、特性に応じた支援と地域福祉の充実を図る。

□ 重点項目

(1) 地域との連携による福祉の実践。

地域包括支援センターや行政、医療機関、サービス事業所等の関係各機関との連携により、利用者や家族の意向、環境の変化等へ適切に対応し、“つなぎ”を重視した継続的かつ計画的な支援を実践する。

ケアマネジメント力の向上を図り、地域貢献に努める。介護保険制度のみならず、ヤングケアラー、障害福祉、生活困窮、難病など他制度についても理解を深め、利用者個人や取り巻く家族の諸課題に対し必要な支援が包括的に提供できるように努める。

(2) 満足度の向上および職員の資質向上。

尊厳を支える利用者本位のよりよいケアの実現を行うとともに、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう内外の研修等へ積極的に参加し、資質の向上に努める。

(3) 働きやすい職場づくり。

ICTを活用した業務改善を行うことで、有給休暇取得の促進や超過勤務時間の軽減を図り、離職率の少ない、働きやすい職場環境を構築する。

(4) 危機管理の強化。

感染症や自然災害発生時においてもケアマネジメント業務が維持、継続できるよう、BCPの継続的な見直しや知識の習得に取り組み、危機管理の強化に努める。

4. 行事計画

□ 年間行事計画

実施月	行事内容			
	全体	特養・短期	通所介護	ケアハウス
4月		花見ドライブ	春のお花見	花見、外食行事
5月		外食行事	お食事行事・家族懇談会	家族懇談会、園芸
6月		家族交流会、おやつ作り	あじさい見学	地域行事、外食行事
7月		七夕行事	七夕行事	七夕行事
8月		花火	デイ夏祭り	出前行事
9月	敬老祝賀式	運動会	敬老祝賀会	出前行事
10月	秋祭り	外食行事	コスモ鑑賞・お食事会	社会見学、ショッピング
11月	加茂の里文化祭	紅葉ドライブ	体育祭	紅葉鑑賞、園芸

12月	餅つき	クリスマス会、食事行事	年末行事(クリスマス会他)	クリスマス、忘年会
1月		初詣	Happy New Year Event	初詣、新年会
2月		節分	節分行事	節分、出前行事
3月		雛祭り	雛祭り/食事会	雛祭り、地域行事

月間行事計画

- ・行事食の提供・機関紙「あじさい通信」の発行・こども食堂の開催

5. 職員関連

諸会議

会議の名称	頻度	内容
職員会議	随時	重要事項および情報伝達、職員の労務に関する協議
拡大運営会議	1回/月	重要案件の検討、決定。各会議、委員会の内容報告
運営会議（各部署）	1回/月	各事業所の運営に関すること 拡大運営会議の伝達・職員間の意思統一
ショートステイ会議	1回/月	利用者の状態に関すること、利用の可否判定
フロアリーダー会議	1回/月	特養リーダー間での情報交換、意思疎通
フロア会議	1回/月	特養内での情報交換、意思疎通
特養サービス担当者会議	随時	施設サービス計画書に関すること
入所判定会議	1回/月	次期特養入所者の選考に関すること
入居検討委員会	随時	次期ケアハウス入居者の選考に関すること
栄養会議	1回/月	給食業務全般、嗜好調査、献立に関すること
施設内セラピスト連携会議	1回/4ヶ月	特養、通所、訪問看護のセラピスト間での情報共有
施設内看護師連携会議	1回/4ヶ月	特養、通所、訪問看護の看護職間での情報共有
在宅部門連携会議	1回/月	特養、通所、居宅、訪問介護、訪問看護の情報共有

諸委員会

委員会の名称	頻度	内容
地域交流委員会	1回/2ヶ月	地域交流、ボランティアの受入に関すること
身体拘束等適正化検討および虐待防止委員会	1回/3ヶ月	入所者の身体拘束等の適正化に関すること 権利擁護、虐待防止に関すること
安全対策委員会	1回/月	リスクマネジメントに関すること
褥瘡対策委員会	1回/月	入所者の褥瘡対策に関すること
感染対策委員会	1回/月	施設内の感染対策に関すること
研修委員会	1回/3ヶ月	施設内研修の企画、運営に関すること
防災委員会	1回/月	施設内の防災対策に関すること
QMS委員会	随時	QMSの運用管理に関すること
安全衛生委員会	1回/月	労働環境衛生の向上に関すること
医療的ケア検討委員会	1回/4ヶ月	介護職員の医療的ケアに関すること
看取り委員会	随時	施設内での看取りに関すること
D X化・業務効率化推進委員会	1回/月	I C T機器の活用・適切な運用、業務効率化に関すること

□ 職員教育および研修

プリセプターシップ制度やステップアップシートを活用した現場での指導に重点を置き、役職者によるスーパーバイズや日頃のコミュニケーションにおける相互のスキルアップを図る。また、各種委員会が中心となり職員の基礎知識習得・確認を目的とした施設内研修の企画・運営を行う。さらに、新入職員を対象とした初期研修・フォローアップ研修の他、経験・力量に応じた階層別の研修（管理職員・チームリーダー職員・中堅職員）を実施し、人財の定着と育成を図る。加えて、プリセプター育成研修を行い、現場での人財を効果的に行える体制を強化する。各事業所でも研修、勉強会を実施しスキルアップを図る。主な施設内研修の内容は以下のとおり。

施設内研修

感染対策委員会主催	2回以上/年	施設内感染対策における知識の修得と実践および訓練 (シミュレーション訓練2回以上/年)
褥瘡対策委員会主催	1回以上/年	褥瘡予防における知識の修得と実践
安全対策委員会主催	2回以上/年	安全対策における知識の修得と実践
防災委員会主催	2回以上/年	防災に関する職員への教育および訓練 (シミュレーション訓練2回以上/年)
安全衛生委員会主催	1回以上/年	職員の健康維持やメンタルヘルス、安全および衛生教育に関する教育
交通安全講習	1回以上/年	交通安全の意識、知識、技能を向上し安全運転を修得
認知症ケア研修	2回以上/年	認知症ケアにおける知識の修得と実践
身体拘束、虐待防止に関する研修	1回以上/年	身体拘束適正化や虐待防止に向けた知識の修得と実践
看取りに関する研修	1回以上/年	看取りに関する知識の修得
外国人技能実習生受入に関する研修	1回以上/年	外国人技能実習生受入に関しての知識の修得
感染対策委員会主催	2回以上/年	施設内感染対策における知識の修得と実践および訓練 (シミュレーション訓練2回以上/年)

新規採用職員研修

研修名	時期	内容
新規採用職員 初期研修	入職時	武田病院グループと加茂の里の理念および品質方針、組織体制、就業規則など各種規程、事業計画、QMS、感染症、食中毒、緊急時対応、防災、接遇、身体拘束、虐待、リスクマネジメント、プライバシー保護と個人情報、ハラスメント等の他、一定期間後のフォローアップ研修

階層別研修

研修名	時期	内容
係長クラス研修	1回/年	係長・課長（士長）代理・副師長を対象とした研修
主任・副主任研修	2回/年	主任・副主任を対象とした研修
リーダー職員研修	2回/年	将来の役職者としての活躍を期待する人財を対象とした研修

プリセプター研修

研修名	時期	内容
プリセプター研修	3回/年	プリセプターとしての人財育成

施設内留学研修

研 修 名	時 期	内 容
施設内留学研修	9月～2月	施設内での人事交流・人財育成

資格取得支援勉強会

研 修 名	時 期	内 容
介護福祉士	10月	介護福祉士受験支援

職員の健康管理

職員健診（年2回）、特殊健康診断（腰痛健診年2回）また、10月から11月にかけてインフルエンザワクチンの接種の他、安全衛生委員会を中心にメンタルヘルスに関する研修を実施し、心の健康に対しても取り組む。

6. 固定資産取得関連

建物、設備

館内の壁紙張替え、トイレ修繕、その他老朽化した設備を修繕もしくは更新する。

車両運搬具、器具および備品

開設以来使用している栄養科の洗米機などの機器を更新し業務のスリム化を図る。

館内のICT化を促進する。

公用車を更新する。

令和6年度
事業計画

社会福祉法人京都悠仁福社会
軽費老人ホーム ヴィラ城陽

令和6年度

軽費老人ホームヴィラ城陽 事業計画

1. 基本理念

入居者、家族、地域の方々に信頼される施設づくりを行うとともに、入居者のニーズを的確に把握し、自身の能力を発揮できる環境をつくる。

入居者一人ひとりが生きがいをもって、健康で明るく自立した生活が送れるよう支援するとともに、「思いやりの心」で、いつも「笑い声の聞こえる施設」を目指し、入居者を中心にした施設の運営を行う。

- (1) 個人の尊厳を守り、入居者の自主的な意向を十分に尊重する。
- (2) 入居者の心身の健全と、一人ひとりに応じた自立支援を行う。
- (3) 地域の行事に積極的に参加し、ボランティアの受入や地域との交流を促進する。

老人福祉法の理念に基づき、入居者の日常生活に必要なサービスを提供し、入居者が健康で明るい生活が送れる施設づくりを行うとともに、自らが日常生活を楽しみ、生きがいを持って暮らせる環境を作る。

【中期計画】(令和6年度から令和8年度)

- (1) エレベーターの設置をはじめ、施設修繕工事等を計画的に進め、施設の保全整備を行う。
- (2) 入居者の活動能力の維持向上を目指す。
- (3) 多職種の連携を強化し、チーム力の向上と人材育成を目指す。

【長期計画】(令和3年度から令和8年度)

- (1) 老朽化していく施設の保全整備を行う。
- (2) 経営の安定を図るため、待機者確保および経費削減の推進。
- (3) DX化の推進を図り効率的な業務の在り方を研究する。

2. 事業種別利用者数値目標

	軽費	訪問介護
年間平均稼働率	100%	常勤換算値
1日平均入所(利用)者数		×4.5人

3. 事業種別事業計画

【軽費老人ホーム】

□ 基本方針

入居者の人格を尊重し、快適で安心、安全な施設生活が送れるよう各種サービスの提供を行うとともに、健康で明るく自立した生活が送れるよう支援する。

□ 重点項目

- (1) 人材の確保、育成および定着(働きがいのある職場づくり)

ステップアップシートでの面談を活用し、職員個々の目標や求められているものについて理

解を深め、働きがいのある職場づくりを目指す。

職員研修の充実により、職員の専門性を高め資質向上を図る。

(2) 連携重視（地域・医療・職員間）

家族懇談会・個別面談を通じ、入居者・家族との関わりを積極的に持ち、医療機関および施設内多職種の連携強化に努める。

また、SNSを通じて施設の情報を発信し、家族や地域に開かれた施設づくりを推進する。

(3) 入居者満足度の向上

感染防止のため自粛していた外出行事や入居者同士の交流を積極的に行い、満足度の向上を図る。

(4) 危機管理の徹底（予防対策の充実）

各専門職の知識の向上を図り、適切なケアの提供、新型コロナ等の感染防止に努める。

【訪問介護・訪問介護相当サービス】

□ 基本方針

利用者、家族の意見、意思を尊重し、尊敬と思いやりの心をもって、利用者が安心して利用できる質の高いサービスに努める。また、常に利用者に寄り添い、利用者、家族、各関係機関との連携を密に行いながら、地域に根ざした事業所を目指す。

□ 重点項目

(1) 健全（法令遵守）で安定した事業の展開。

サービス提供責任者の育成を行う。訪問介護員に対して適切に情報の指示や共有が図れ、利用者の状態に合わせたサービスを提供し、安定した事業活動を実施する。

(2) 人財の確保・育成および定着（働きがいのある職場づくり）。

キャリアパス（ステップアップシート）の活用と職員の内部、外部研修への参加により、統一したサービス提供と情報共有に努める。適正な業務分担を検討し、有給休暇取得の促進及び超過勤務時間の削減に努める。

(3) 連携重視（地域・医療・職員間）。

居宅支援事業所、地域包括支援センターおよび各機関との連携強化に努め、利用者と家族のニーズにあわせたサービスを提供する。

(4) ケアの質と利用者満足度の向上。

利用者に満足度調査を実施し、様々な視点からの苦情や要望の抽出を行い、よりよいサービスの提供につなげる。

個別研修で接遇と対人援助技術を学び、対応力を向上させ、サービスの向上に努める。

(5) 危機管理の徹底。

事故発生環境の改善を図るため、“ほっ”と報告書の活用をさらに推進し、事故予防に努め、感染症等の発生に対しては利用者および職員の命と健康を守る事を最優先に感染予防を徹底する。

4. 行事計画

□年間行事計画

実施月	行 事 内 容			
4月	お花見（桜）			
5月	家族懇談会	新茶会	母の日	健康診断
6月	父の日			
7月	七夕行事			
8月	物故者慰霊祭			
9月	敬老祝賀会	敬老月間		
10月	運動会			
11月	紅葉狩り	満足度調査	健康診断	文化祭
12月	クリスマス会	ゆず風呂	餅つき	年末大掃除
1月	初詣	新年会	とんど	
2月	節分	観梅		
3月	雛祭り			

□ 月間行事計画

- ・行事食の提供 ・機関紙「ヴィラ城陽だより」の発行 ・誕生日会の開催
- ・移動販売、買物行事の実施 ・「考える会」の開催 ・喫茶の開催

5. 職員関連

□ 諸会議

会議の名称	頻 度	内 容
運営会議	月 1 回	重要事項および情報伝達 職員の労務に関する協議
軽費会議	月 1 回	サービスに関すること QMSに関すること 安全対策に関すること 業務改善に関すること 感染対策に関すること 虐待防止、身体拘束防止に関すること
栄養会議	月 1 回	給食業務全般、嗜好調査、献立に関すること
訪問介護会議	月 1 回	訪問介護内の情報交換に関すること

□諸委員会

委員会の名称	頻度	内 容
研修委員会	月 1 回	研修に関すること
入退居検討委員会	適宜	入所申込者の入居の可否に関すること 次期候補者決定に関すること
防災委員会	1回／3ヶ月	防火・防災管理に関すること 消防訓練・水害訓練に関すること
QMS委員会	月 1 回	QMSに関すること

□ **職員教育および研修**

(1) 職員教育

新規採用職員については、プリセプターシップ制度の実施により、OJTを通して組織の理念、目標、方針等を理解し、職場生活への早期適応を図るとともに、チームの一員として与えられた役割を自覚し、行動が取れるようにする。

(2) 職員研修

内部研修を定期的に行い、専門技術の向上を図るとともに、外部研修にも積極的に参加し、OFF-JTによる知識習得、資質向上を図る。

□ **職員の健康管理**

健康診断（宿直者は年2回）の実施をはじめ、新型コロナワクチンやインフルエンザワクチンの接種を実施するとともに、感染症に関する予防対策の周知、情報提供を行う。職員のワーク・ライフ・バランスを実現できるよう超過勤務時間、有休取得率などのデータを集約し、適正な労働時間の管理に努める。

6. 固定資産取得関連

□ **建物、設備**

大雨等により発生し得る災害に備えて、入居者が円滑で安全に避難ができるようエレベーターの増設整備を検討し京都府と協議を行う。（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（高齢者施設等の水害対策強化事業））

また、老朽化してきている入居者居室の点検・改善を行う。

□ **車両運搬具、器具および備品**

栄養科空調機器の入替を行う。

令和6年度
事業計画

社会福祉法人京都悠仁福社会
鳳凰槇島

令和6年度

鳳凰槇島 事業計画

1. 基本理念

地域包括ケアのまちづくりに向けて、包括的・継続的な切れ目のないサービスを提供し、生活機能の維持回復や、家族の負担軽減に努める。また、グループのスケールメリットを活かし、医療ニーズの高い利用者や、看取りの支援においても、思いやりの心をもって支援する。

- (1) 職員の働きやすい環境づくり、職員の育成に重点を置き、風通しのよい職場土壌を作る。
- (2) 基本的な感染対策を講じながら、安心して利用できるサービス提供ができるよう、新しい情報をアップデートし、利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの一助を担う施設となる。
- (3) 開設10年を迎え、地域密着型施設として地域交流を目的とした企画を充実させるとともに、利用者の楽しみを増やし、質の高い生活を目指す。

【中期計画】(令和6年度から令和8年度)

- (1) DX化を深化させ、業務の効率化に取り組み、利用者に質の高いサービスを提供する。
- (2) 人財の確保、育成、定着およびダイバーシティの実現。
- (3) 施設内外や関係機関との連携を強化し、利用者が安心してケアを受けられるようチーム力を高める。

【長期計画】(令和3年度から令和8年度)

- (1) 地域密着型施設の役割を果たすべく、地域社会への積極的な参画を目指す。
- (2) 地域に根ざした在宅福祉サービスを構築し、認知症利用者が安心して利用できる基盤を構築する。
- (3) 施設老朽化への対応および地域の実情に応じた事業活動を展開する。

2. 事業種別利用者数値目標

	認知症対応型 共同生活介護	看護小規模多機能型 居宅介護
年間平均稼働率	98.5%	登録数
1日平均入所(利用)者数	17.7人	27人/月

3. 事業種別事業計画

【認知症対応型共同生活介護】

□ 基本方針

入居者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、地域や医療との連携を密にし、地域の一員としてその人らしい生活ができるように支援する。

□ 重点項目

- (1) 基本的な感染予防対策と危機管理を徹底する。
- (2) 地域との連携により、入居者の持っている個々の力が発揮できるようサービスを提供し、社会貢献(SDGs)と社会参加につなげる。
- (3) その人らしい暮らしを続けるため、質の高い医療・介護サービスを提供する。
- (4) 認知症の行動・心理症状の予防、早期対応に努めるため、認知症に関する研修等に参加し対応方法についての知識をアップデートし質の高い介入方法を職員間で共有する。
- (5) 最新テクノロジーの活用を促進することで、介護職員の業務の効率化や負担軽減を目指す。
- (6) 強いチーム力を継続させるため、連休や有給が取得しやすい環境をつくる。介護の仕事の魅力をSNSを活用し発信し、職員不足を補い安定したチームで質の高いケアを実施する。

【看護小規模多機能型居宅介護】

□ 基本方針

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、宇治市や自治会、槇島地域包括支援センターとの連携を強化する。医療・介護の一体的なケア（泊まり、通い、訪問介護、訪問看護サービス）を365日行い、看護および介護の両面から本人・家族の望む在宅生活の継続を図る。

□ 重点項目

- (1) 基本的な感染予防対策と危機管理の徹底。
- (2) 宇治市、槇島地域包括支援センター、自治会、グループホーム鳳凰槇島など関係機関との連携を図り、地域社会への参加、地域貢献を目指す。
- (3) 居宅介護支援事業所での対応が難しい事案の医療ニーズの高い利用者、家族の支援を、複合型サービスの柔軟なサービスを提供することで、在宅生活の最後の砦の役割を担う。
- (4) 利用者ニーズに沿った利用者主体のレクリエーション等に取り組み、楽しみが持てる環境づくりに努め、SNSを活用し複合型施設の魅力を発信することで安定した稼働を目指す。
- (5) 職員が希望する研修に参加することで、スキルアップとモチベーションの向上を目指す。また、連休や有給が取得しやすい働きやすい職場づくりを目指す。
- (6) 最新テクノロジーの活用を促進することで、介護職員の業務の効率化、負担を軽減できる活用を目指す。

4. 行事計画

□ 年間行事計画

実施月	行 事 内 容		
	全体	グループホーム	複合型
4月	手作り市	花見（外出）	花見（外出）
5月	子供の日（園児との交流）	子供の日（手作り作品の贈呈）	母の日
6月	10周年記念イベント （家族交流会）	あじさい見学（外出）	父の日 介護に役立つ勉強会（地域住民対象）
7月		七夕	七夕
8月	映画鑑賞会	リモート花火大会鑑賞	夏祭り 健康に役立つ勉強会（地域住民対象）
9月	敬老会（園児との交流）	敬老会	敬老会
10月	秋祭り	無人販売（復興支援バザー）	運動会

11月	文化祭（槇島コミュニティーセンターに出展） 認知症サポーター養成講座	紅葉見学（外出）	紅葉見学（外出）
12月		クリスマス会	クリスマス会
1月		初詣	初詣 医療に役立つ勉強会（地域住民対象）
2月		節分	節分
3月		ひな祭り	ひな祭り

□ 月間行事計画

機関紙「鳳凰槇島通信」の発行（毎月10日前後）・ブログの掲載（随時）・SNSへの投稿（随時）
生花教室の開催（月1回）

5. 職員関連

□ 諸会議

会議の名称	頻度	内容
地域運営推進会議	1回/隔月	通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等、入居者数、その他活動状況に関する事 看護小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護が提供するサービスの質の評価に関する事 地域の特性や課題を知り多職種、地域住民との連携から改善に取り組む活動の提案
職員会議	随時	重要事項および情報伝達 職員の労務に関する協議
運営会議	1回/月	施設運営全般に関する事 QMSの運用管理に関する事 介護保険に関する事 介護保険自主点検の実施に関する事 重要案件の検討、決定
グループホーム会議	1回/月	グループホームの運営、サービスに関する事
看護小規模多機能型会議	1回/月	看護小規模多機能型居宅介護の運営、サービスに関する事
ケア会議	2回/月	看護小規模多機能型居宅介護の利用者のケアに関する事
グループホーム合同会議	必要時	グループホーム間の運営、サービスに関する事

□ 諸委員会

委員会の名称	頻度	内容
安全対策・身体拘束廃止適正化・虐待防止委員会	1回/月	リスクマネジメントに関する事 施設内での身体拘束に係る実地・意識調査に関する事
感染対策委員会	1回/隔月	感染対策に関する事 衛生管理に関する事

サービス向上委員会	1回/月	業務改善等に関すること ボランティアの受入に関すること 機関紙に関すること
教育委員会	1回/月	職員の教育に関すること
防災委員会（運営会議内）	随時	防火・防災管理に関すること 消防訓練・水害訓練に関すること
SNS委員会	1回/隔月	SNSで行う鳳凰槇島の広報活動に関すること
ICT推進委員会	1回/月	働きやすい職場環境づくりの推進に関する協議 利用者、入居者の安全と介護サービスの質の確保に関する協議 職員の業務負担軽減と業務効率促進のための協議 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図るため、介護ロボットやICT等の活用促進と課題抽出からの分析および改善活動に向けた協議

□ 職員教育および研修

教育委員会が中心となり、職員の教育に取り組む。新規採用職員にはOJT（プリセプターシップ制度）を通して早期に職場へ適応できるようにする。また、外国人技能実習生等の採用が実現できれば、OJTに加え、定期的な面談を行い、メンタル面も含めフォローしていく。

研修内容に関しては、全職員を対象とした施設内研修、役職者研修、また専門知識や技術の向上など動画型研修を活用し、企画書、報告書にかかる職員の負担を軽減していく。新規採用者の3ヶ月後、1年後のフォローアップ研修を継続する。施設外研修に関しても、引き続きオンライン研修も含めた研修に多く参加することで職員のモチベーション、スキルの向上につなげる。

□ 職員の健康管理

採用時職員健康診断をはじめ、職員定期健康診断（年1回、夜勤者は年2回）を実施する。インフルエンザワクチンの接種実施（11月頃）の他、様々な感染症に関する予防対策の実施、情報提供を行う。

働きやすい職場環境づくりのため、運営会議にてワーク・ライフ・バランスを実現できるよう超過勤務時間、有休取得率などのデータを集約し、適正な労働時間の管理に向け職員へ働きかける。また、定期的な面談を行うことで職員のストレス軽減、心理的サポートを行う。

6. 固定資産取得関連

□ 建物、設備

特になし。

□ 車両運搬具、器具および備品

職員の業務効率化を考え、パソコン周辺機器の入替を検討する。

ハナスト記録・インカム等の機器を導入し看・介護での連携を図りやすくし、記録にかかる時間を短縮する。

開設10年を超えるため、施設備品の不具合に対応するとともに、照明器具のLED化を検討する。

令和6年度
事業計画

社会福祉法人京都悠仁福社会
城陽市立東部デイサービスセンター

令和6年度

城陽市立東部デイサービスセンター 事業計画

1. 基本理念

当施設が開設以来取り組んで来た「人権と尊厳の尊重」「個々の能力に応じた生活支援サービスの提供」および「利用者、家族、地域、関係機関との信頼関係を構築し、在宅福祉サービスの拠点となる施設運営」を行い、「思いやりの心」で“手のぬくもりのある”介護の提供を目指す。

感染対策を継続しながら、利用者、家族や地域の信頼を得るとともに、安心安全に利用できる施設を目指す。

利用者が、いつまでも住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう自立支援を行うため、利用者の状態に応じた心身活動の向上を図るとともに、介護者や家族の負担軽減および利用者を支える地域社会との連携を図り、地域に根ざした施設として、安心して利用してもらえる施設づくりを目指す。

- (1) 個別ニーズに適応したサービス提供を行うことにより、利用者満足度の向上に努める。利用者および家族とのコミュニケーションを重視し、地域で安心して生活できるよう支援を行う。
- (2) D X化を進め業務効率を図り、事務作業を軽減させ、ワーク・ライフ・バランスを充実させる。
- (3) 法規を遵守するとともに、認知症基本法や身体拘束・高齢者虐待防止法に基づく計画的な研修とその実践をもとにプライバシー保護や守秘義務、個人情報保護の徹底を図る。
- (4) 危機管理システム、緊急時の連絡体制の整備を図り、予測可能な事故の未然防止および有事の場合の即応体制を充実させる（リスクアセスメントに基づく対応）。

【中期計画】（令和6年度から令和8年度）

- (1) 活動と参加の場の提供により利用者の自立性と生活意欲の維持向上を図る。
- (2) 地域で抱えている課題に対して認知症カフェを設置し、共有し取り組める場を提供する。

【長期計画】（令和3年度から令和8年度）

- (1) 地域に根ざした在宅福祉サービスを構築し、地域包括ケアシステムの実現を目指す。
- (2) A IおよびI C Tを有効活用し、業務の効率化と業務負担の軽減を推進する。
- (3) 老朽化していく施設の保全整備と、省エネ化を推進する。

2. 事業種別利用者数値目標

	通所介護	通所介護（認知症型）
年間平均稼働率	90.0%	90.0%
1日平均利用者数	28.8人	10.8人

3. 事業種別事業計画

【通所介護】

□ 基本方針

利用者が住みなれた地域で生きがいや楽しみを持ち、在宅生活が継続できるよう生活意欲の維持および増進を図る。利用者のニーズを把握して多彩なレクリエーションや行事を開催し、自身から参加したいと思える活動の場を作る。また、在宅での生活に視点を置き、利用者の状態に応じた計画を作成し、個別機能訓練の実施に努める。

□ 重点項目

(1) 健全（法令遵守）で安定した事業活動の展開

余暇活動と機能訓練が充実した通所介護として居宅介護支援事業所に情報発信し、対象者となる利用者をサービスにつなげ、安定した事業運営に努める。利用者のニーズをもとに多様な行事を実施し、楽しんでいただけるサービスの提供に努める。

(2) 人財の育成および定着

理念である思いやりの心をベースとして職員一人ひとりがプロの自覚を持ち誇りをもってケアが実践できるよう育成する。働きやすい職場づくりとして業務の効率化、改善を行い、超過勤務の削減および有給休暇70%以上が取得できる体制を維持していく。

(3) 連携重視

認知症カフェの開設を目指し、認知症本人や家族等が、早い段階で相談したり交流することができる場としての機能を充実させ、社会参加や活動、また適切な支援先へとつながっている地域の拠点として取り組む。

(4) ケアの質と利用者満足度の向上

I C T等の活用により業務効率化を図ることで利用者とかかわる機会を増やし、ケアの質と利用者満足度の向上につなげる。

認知症の専門研修や認知症サポーター養成講座の受講に努め、より適切に対応できる職員の育成を図る。

S N Sを活用し写真や動画を通じて事業所の魅力や、施設内の様子を効果的かつ効率的に発信できる体制を整備し、職員と家族の信頼関係を構築し、日々の様子の情報共有に努める。

(5) 危機管理意識の徹底

感染症および自然災害等の発生に対してB C Pに基づいた対応を行うとともに、シミュレーション訓練を行い同計画の見直しを行う。運転業務に携わる職員の運転技術を向上させ、車両事故0を目指す。

【認知症対応型通所介護】

□ 基本方針

人としての尊厳を守り、利用者個々にとって居心地のよい環境を提供する。認知症の進行が緩やかになることを目指すとともに、家族介護支援（レスパイトケア）の充実を図る。

□ 重点項目（一般型通所介護の重点項目に次の項目を加える）

(1) 認知症ケアの質の向上を図る

役割を持って取り組めるアクティビティを充実させ、周辺症状の緩和を図り、生活動作の自立度を高める。

4. 行事計画

□ 年間行事計画

実施月	行 事 内 容			
	通所介護		通所介護（認知症型）	
4月	お花見			
5月	菖蒲湯			
6月		家族懇談会①	地域交流（幼稚園）	家族懇談会①
7月	七夕	防災訓練		
8月			防災訓練	地域運営推進会議
9月	運動会	敬老祝賀会 BCP訓練(災害)		家族懇談会②
10月	東部まつり		東部まつり	
11月	文化祭 紅葉狩り	家族懇談会②		
12月	ゆず風呂	クリスマス会	ゆず風呂	家族懇談会③
1月	新年会		地域交流(幼稚園)	
2月	観梅	防災訓練		地域運営推進会議
3月		BCP訓練(感染)		

□ 月間行事計画

・機関紙「東部だより」の発行 ・認知症対応型通所介護通信「かけはし」の発行 ・誕生日会

5. 職員関連

□ 諸会議

会議の名称	頻 度	内 容
運営会議	1回/月	重要案件の検討、決定 各会議、委員会、各部署の課題案件の協議 人事に関する事
全体会議	1回/月	年度方針展開表目標値確認 各委員会で協議すべき案件の検討 運営全般、重要案件の検討
栄養会議	1回/ 2ヶ月	栄養関係の連携および情報確認 食事嗜好調査に関する事 栄養科関連の行事計画に関する事
役職者会議	1回/月 ※必要時、 臨時開催	サービス方針の策定 行事企画の承認

□ 諸委員会（全体会議内で実施）

会議の名称	頻 度	内 容
安全対策委員会	1回/月	安心安全対策に関する協議 事故予防および事故原因の究明と対策の協議 コールバック連絡書有効性のレビュー 苦情に関する事

		施設の防火、防災に関する協議
身体拘束廃止適正化委員会	1回以上/6ヶ月	身体的拘束等の適正化のための対策検討 不適切ケアを防ぐための教育、啓発活動の推進
虐待防止検討委員会	1回以上/6ヶ月	虐待防止に関すること
防災委員会	1回/3ヶ月	防火・防災管理に関すること 消防訓練・水害訓練に関すること
業務改善委員会	1回/月	業務改善の推進に関する協議 改善提案実施書の運用確認および有効性の検証 職場環境改善の審議 文書管理に関すること DX化の推進と有効性・効果についての検証
研修委員会	1回/月	施設内研修の企画、運営に関すること 教育訓練計画書に関すること 資格取得支援に関すること キャリアパス、個人別力量に関すること
交通安全委員会	1回/月	交通事故報告書、コールバックの内容確認、分析 車両に関すること 交通安全運転に関する研修の実施
感染対策委員会	1回/ 3ヶ月 ※必要時、 臨時開催	個別機能訓練に関すること 医療的な情報共有・改善活動 感染症予防に関する協議 感染に関する情報収集、情報提供 感染発生時の対応に関する協議 感染症発生時BCPの作成と見直しに関する協議

□ 職員教育および研修

研修委員会が中心となり、施設内研修の企画・運営を行い職員の教育に取り組む。新規採用職員には、実開催もしくはWEBを活用した初期研修、フォローアップ研修、プリセプター研修、交通安全運転研修を実施し、早期に職場に適応し、組織の一員としての役割を自覚し、行動できるよう支援する。施設内外部研修については、YouTubeやeラーニングシステム等のオンライン研修を積極的に活用し研修参加を促進する。施設内研修では、委員会主催による研修会やキャリアアップ研修、資格取得支援勉強会を行う。また、施設外研修への参加を支援し、参加後は伝達研修を行うことで知識を共有する。

□ 職員の健康管理

採用時職員健康診断をはじめ、職員定期健康診断（年1回）を実施する。インフルエンザワクチンの接種実施（11月頃）の他、様々な感染症に関する予防対策の実施、情報提供を行う。

6. 固定資産取得関連

□ 建物、設備

1階フロア床面の貼替を検討する。

建物外の老朽化した箇所（屋根、排水管、雨とい等）の修繕を検討する。

□ 車両運搬具、器具および備品

車両の入替を検討する。